

第四部

第二回参議院司法委員會會議錄第十六号

公聴会

昭和二十三年四月二十六日(月曜日)

本日の會議に付した事件

- 輕犯罪法案(内閣提出、衆議院送付)
- 人身保護法案(伊藤修君發議)

午前十時五十二分開会

○委員長(伊藤修君) これより司法委員會の公聴会を開会いたすことにいたします。本日は輕犯罪法と人身保護法と、この二案につきまして公聴会を開く次第であります。御承知の通り、輕犯罪法は、衆議院において審議せられ、目下当院にこれが回付せられて、審議に當つておる次第であります。この法案につきまして、一般輿論といひまして、この輕犯罪法が、曾ての警察犯処罰令と同様に取扱われ、延いては國民の大衆運動、政治運動その他について、これを悪用せられるから、これに對して、撤回若しくは廃止せられんことを要求するといふような要望が、衆山ありまして、國民の声を公聴会を通して議會に反映せられんことを希望するといふような要求が、陳情、文書、電報等において當委員會に要望せられましたので、この公聴会を開くに至つた次第であります。又人身保護法につきましては、御承知の通り、目下の我が憲法の上におきましては、重要な法案でありますから、これを添えまして、當公聴会におきまして、國民の輿論を委員會に反映せしめて頂きたいと、かような趣旨で、この公聴会を開いた次第であります。つきましては、本日の公聴会には、學識経験者の方の貴重なる御意見を當委員會に反映せしめて頂きたいと、かような趣旨を以ちまして、本日は公聴会の方は、學識経験者の方のみに限つておる次第であります。明日は一般國民の方の御意見をお伺いする公聴会になつておる次第であります。で、本日お集り願ひました公聴会の方で、先ず輕犯罪法案について六名、人身保護法案につきまして、五名の學識経験者の方の御意見をお伺いすることにいたします。公述人のお方は、大体二十分の標準時間、多少の前後は差支えありませんが、その程度の標準で、一つ御供述をお願いしたいと存じます。

輕犯罪法案につきまして、これより公述人の御供述をお伺いすることにいたします。

○公述人(島田武夫君) 輕犯罪法案につきまして、私の意見を求められまして、出席いたしました次第であります。が、輕犯罪法案は、警察犯処罰令に代るところの輕微な犯罪を処罰する法案でございます。警察犯処罰令は、御存じの通り、明治四十一年九月二十九日の内務省令第十六号で公布された省令であります。この省令で以て拘留、科料の罰則が定められておるのであります。それでこれは明治二十三年の勅令第二百八号というのがあります。内閣總理大臣及び各省大臣は、百圓以下の罰金若しくは科料、又は三月以下の懲役、禁錮若しくは拘留の罰則を定

めることができる権限が與えられておつたのであります。それで、この権限に基いて、内務大臣が警察犯処罰令を出したのであります。これは公共の安寧を保持するために必要であるとす。一種の警察命令であります。内務大臣の一片の命令で以て國民を逮捕、監禁若しくは処罰するといふ、憲法の規定に違反した行政命令といわれておつたのであります。

今度の輕犯罪法案は、やはり拘留、科料に値する輕微な犯罪ではあります。が、苟くも処罰規定であります。それから、憲法に従つて立法された法律でなければならぬといふ立場から、議會に提出され、協賛を求められるという順序になつたのであります。勿論この立法手続が正当なことは言うを俟たないのであります。又從來警察が、警察行政に名を借りまして、警察犯処罰令を人權蹂躪の具に供した、苦い経験が多々あるのであります。それで警察犯といふ名前を嫌つて、輕犯罪法と、こう改められたものと考えられるのであります。

輕犯罪法案の規定は、大体においては、現行の警察犯処罰令の規定に含まれているので、その規定のうち、特に時代の要求するものを選んで規定されておるのうに見受けられるのであります。これを概括して申しますれば、社会、道徳を維持し、確立するといふ趣旨に解せられるのであります。従つて社会道徳が守られて行くなれば輕犯罪法といふものは無用であると申してよろし

いと思うのであります。世間やもすると社会道徳が守られない現状であります。最近の世相は生活困難な條件と相俟つて、道徳觀念が極めて稀薄になつておるのうに見られるのであります。兇暴な犯罪、或いは窃盜、強盜その他重き犯罪が頻々と繰返されております。犯罪の数は未曾有の多数に上つておるのであります。こういう重大な犯罪が検査、処罰されねばならぬことは勿論であります。その前提とも申上ぐべき道徳觀念を培ひ、啓蒙するといふことはこれ又非常に必要なことであると思ふのであります。輕犯罪法の規定しておることは甚だ輕微な事柄のように見えますけれども、社会的にはこれは大きな働きをするのであります。これらの規定がないと法益の保護が完全ではないと思われる場面が少なくないのであります。従つてこうした輕微な違反行為でもやはり一定の罰則を設けて禁止する必要があるように考へるのであります。この種の規定は旧刑法でも違警罪といふ名前で規定されておりましたし、その母法のフランス刑法においてもやはり違警罪の規定がありました。ドイツ刑法におきましてもやはり違警罪という規定があるのであります。いずれも輕微な犯罪でありま

すが、やはり國民の公徳を養うといふ意味も加味されて規定されておるのであります。この規定が、この輕犯罪法ができるという、名を輕犯罪に借りて人權を蹂躪するといふような或いは虞れがある

るかも分らぬのであります。併しながらこれは法律運用の面でありまして、私は運用の面については多く申上げることを欲しないのであります。この法律が今の日本の社會に必要であるかどうかといふ法律的な見解につきましては、これはあつた方がいだらうといふ考えを持つておるのであります。各場合の取締といふことは、これは取締る人の、その時、その場合の考えによることでありましようが、この立法の趣旨から考えますれば、國民道徳を啓発して行くといふ正しい理念に基いて行動されねばならぬのであります。これを邪魔に曲解したり、或いは一部の人の利害のためにこれが悪用されるといふようなことがありましたならば、これは許すべからざる事柄であります。正しく、公平に、眞に國民を指導し、誘掖するといふ建前からこの法が運用されねばならぬのであります。

この各規定の條文について一々の意見は申上げることが差控えたいと思ふのであります。御覽の通りに、第一條に三十四号に亘つて規定されております。讀んで見て、こういう規定がなければ、公安が維持されない、我々の生活が安全ではなからうと思ふような規定も少なくないのであります。例えば三十三号の罰金物の配給を待ち、乗物や催し物の切符を買つたために待つておる公衆の列に割込んだり、又は列を乱す者が罰せられるといふことになつておりますが、これは公徳に反する甚だし

いものと思ふのであります。私は一

昨年頃東京から郷里へ帰るときに、朝早くから来て東京駅で列を作つて席を取るために待つておりましたが、汽車に乗る際になると、十五、六人の若い人たちが眞先に來てそれに乗込んでしまつて、もう席がなく、東海道を下つたことがありますが、こういうようなことを取締らないといふと、これは非常に多数の人に迷惑を掛けることだと思ふのであります。

それから例へば十四号の、公務員の制止をきかないで、人声、樂器、ラジオなどを異常に大きく出して靜謐を害するといふような事柄、これも私が経験したことでは、丁度隣の家でラジオをかけて大きな音を出しておる、どうも説教もできず、思案もできない、筆も執れないといふような日が續いたことがありますが、こういうようなこともやはり道徳に反すること、人の迷惑を意としないといふような人に対しては、それ相當の取扱をしてよからうと思ふのであります。

それから十五号の称号を詐稱すること、或いは法令で定めた制服、記章などを着る。こういうようなことも、これも私が曾て経験したことでありましたが、人をだますことになるのであります。こういうことも取締る必要があるので、例へば代議士の記章を附けて人をごまかして行くといふような人があつたならば、これは非常によくないことだと思ふのであります。

一々について申し上げることは差控えないのでありますが、この現行の警察犯規罰令と比べると、余程簡単にやつております。現行の警察犯規をなし、又は媒介禁止をなすといふのは新法にはないのであります。旧法の警察犯規罰

令の二條の十六号といふのに、流言浮説をなした者、或いは十七号の吉凶禍福を説いたり、或いは十八号の祈禱、符呪をなしたる者、或いは十九号の催眠術を施したる者、或いは二十四号の刺文をなしたる者といふのがござる。今の新法にはない。それから第三條の七号といふのに開業の誘導招きに應ぜずといふような、教育の程度が警察犯規罰令の出た当時よりも進歩し、又必要がないと認められるようなもの、他の法規によつて取締られると思ふもの、こういうようなものは皆省いてあるものであります。尙細かく刻んで申しますれば、養成していいものもあるし、或いは省いてよいと思はれるものもないではないのであります。

尙重要なことは輕犯罪法に対しては刑法の總則が適用ありますから、十四歳に満たざる者が犯した場合に罰せられないし、故意がないと原則としては罰せられない。それから刑法の六十六條で酌量減輕といふこともできるものであります。輕犯罪法では減輕だけではなしに刑を免除することを規定されておるのであります。そうしてこの輕犯罪法に犯れた人は警察で即決を以て罰せられるといふことはないものであります。これは裁判所の問題になつて、裁判官がその刑を決めるということになるのであります。この規定がこの通り議會を通過することは別問題といたしまして、輕犯罪法といふこの種の法律ができましても差支えないのみならず、その運用よろしきを得ましたならば、國民道徳の啓蒙に寄與するところが少なくないであらう、かように考える者であります。

○委員長(伊藤修造) 公述人に対する質疑は後で一括にお願いすることにいたします。次に植松正君。  
○公述人(植松正君) 丁度胃腸を起して体が弱つております上に風邪をひきまして甚だ声が出ないのであります。御了承願つて置きます。私は輕犯罪法の運用の面につきまして一言意見を申述べて置きたいと思ふのであります。

只今公述人の島田博士から種々御意見のありました点につきましては、いづれも至極御尤ものことであると傾聴した次第であります。重複する部分はすべてこれを省略いたします。要するにこの輕犯罪法が人間の我々人間生活の道徳の向上のために役立つであらうといふことにおきまして私も又全体としては賛意を表する者であります。勿論部分々々につきましては多少個人的な異議を述べたいといふようなものはないではないのであります。それらはもう少し多くありませんし、又極めて末梢的なことに属するもので、すべて省略いたします。

輕犯罪法に盛り込まれた種々の事項は、文化の進展によつて自然に道徳が向上して行くならば、敢て制裁規定を以て臨む必要はないと考えられるものも随分多いのであります。そういう観点から少しく極端に押し進めて見ますと、輕犯罪法全体がなくなつてもいいといふふうな考えられると思ふのであります。併しなが人間といふものはえて易きにつき易いものであります。例へばラジオを声を大きくしないとか、或いは行列の秩序を守るといふような行為につきましては、ただ自然に放置して置いたのでは、その社会道徳が形成されるのには相當長きに亘る訓練を必要とし、不必要に暇がかかるということが考えられるのであります。これを輕犯罪法のような制裁規定を設けて、若し違反して甚だしい行為に及んだ者があらうならば、犯罪人としてこれを処罰するといふようなことにいたします。併し、その道徳の基準が民衆に対して明瞭に示されるという利点があり、且つその道徳を維持するために、國家の制裁という力を以てこれを裏付けるといふ長所があると思ふのであります。その意味におきまして放任すれば易きにつき、秩序を乱し易いところの我々の日常生活に、良き道徳の基準を與へ、いわば我が新制度の國家について新しい生活運動の標準を示すといふような意味で、輕犯罪法が役立つことを考えられるのであります。例へば刺文をしてはならないといふ規定が從來警察犯規罰令にあつたのが、今度省かれることになりました。或いは濫りに吉凶禍福を説いてはならない、卜の類であります。こういう規定につきましては、これが省かれることになつた。これはさまで制裁規定によつて維持しないでも、自然從來の経過に鑑みまして、文化の進展と共にその道徳が維持されるようになる。道徳と申しますか、或いは良き風俗が維持されるということになる。こう考えられるものが省かれたと思ふのであります。尙今日においても或る程度の規定を設けて道徳の裏付けをしなければならぬと思はれるものが、ここに新たに條文の整理を経て、輕犯罪法の形で提案されておると考えられます。

併しなが、尙これらの規定を見ますといふと、嚴格にこの規定を運用いたしまして、苟くも違反があつたならば、すべて嚴重に処分するという行き方を取つたならば、恐らくはすべての國民に多少の違反なきを得ないといふような状況になるのではないかと、こう思はれるのであります。丁度現在の經濟法令の遵守が決して完全に行われていないように、輕犯罪法につきましても、そういう虞れなしとしないのであります。

併しなが反面において全然行えないところの規定を作つて置くといふことになりますと、自然規則に対する違法の念が薄らいで参りますし、その結果は最も重要な法令に対してもこれを守る念慮がなくなるという危険がありますので、この運用は余程よろしきを得なければならぬと思はれるのであります。一方においては法の威信の問題であり、他方においては一般人の遵法意識の問題に關係するのであります。苟くもこのような法が出ました以上は、この法は守らなければならぬものであり、又守らせなければならぬものである。併しなが同時に守り得るものでなければならぬといふことも考えなければならぬのであります。

守り得るものたらしめるためには、守り得るような社会制度、その他種々の施設を必要とすると思ふのであります。例へば輕犯罪法の中に、二十二号に乞食をし、乞食をさせてはならないといふような規定がありますが、乞食を收容したり、乞食をなくしたりすることについての社会制度なり、その他の收容施設なりが十分できていないで、ただこれのみを取締るといふことは片手落ちになるわけでありま

す。もつと卑近な例を申しますれば、大小便について濫りに街路等をやつて

ここで私たちが思い起さなければならぬのは、政府が本法案を提出するに

ります。政府が考え、官憲の頭の中に

と申すのであります。これらが一輕

は聯合禁止をなすというのには、新法にはないのではありません。旧法の警察犯刑罰  
考へる者であります。公述人に対する  
○委員長(伊藤修吉) 公述人に対する

はならんという規定が設けられてお  
りますが、これらも十分公衆用の  
便所の設備があるというのを前提に  
してこの規則を守り得るようになし  
ければならんと思うのであります。  
最近街頭を歩いておられますとい  
うと、軽犯罪法に極めて近似した法律  
として、道路交通取締法が一月一日  
から施行され、道路の交通道徳とい  
うことになり、非常に最近取締を一  
般に強化している状況が見られるの  
であります。この取締つておる状況  
を見ますと、私共往來を歩いてお  
つて、果してこの取締の仕方が適切  
であらうかということにつきましては  
疑問を持たざるを得ない点があるの  
であります。これは軽犯罪法の運用  
でも参考になると思われ、少し  
具体的にこの取締について申上げ  
てみます。それは道路の取締につ  
きまして、東京の全部に亘つて行  
われているのではなく、或る部分  
だけやがて行われている。そういた  
しますと、丁度やかましく取締  
の行われている所に差し掛かつた者  
だけが非常に犯罪に問われるとか、  
或いは問われないまでも、非常にお  
目玉を頂戴するといふやうなこ  
ゝになつてい  
るのであります。取締をやつてい  
ないやうな部分に参りますと、同  
じ東京の中でも交番の前を平氣で  
横断歩道にあ  
らざる部分を斜めに横切つて行く  
ということがあつても、誰も文句を  
言わない。こ  
ういふことであつては、こ  
う卑近な道徳を守るためには甚だ  
都合が悪いのであります。よき習慣  
を作るといふことは大事であるの  
であります。或る部分においては非  
常にやかましくやりますが、他の  
部分に行くと

取締の警官までもさういふことを  
やつてい  
るとか、或いは警官が見ている前  
でやつても何ら文句が言われない  
といふことになり、自然この法律  
を守ることについての適当な基準  
が示され  
ないといふことになつてい  
ます。或いは又車道を歩いてはな  
らんと  
いう規定が道路交通取締法にあり  
、これが現に交通取締上やかましく  
言われ  
ておりますが、歩道を見るときと  
、歩道が門基だしく、歩行に非常  
に困  
難である。或いはリヤカーが斜め  
に置  
いてあつたり、防空用の水槽が逆  
に置  
かれてあつたりする状況でありま  
し  
て、歩道を樂々と歩くことができ  
ない。そのため止むを得ず車道を  
歩い  
てゐるといふやうに見受けられる  
部分  
も随分あるのではありません。こ  
ういふ  
やうにして歩けないやうにして置  
いて、  
そこを歩けといふことを命じるの  
は國  
家全体の政策として適當でない  
と思  
われます。恰かも配給をしないで  
配給  
だけをやつて行けと言ふのと、同  
じや  
ないやうに、やう方が今道路の交  
通取締  
について行われているやうに思  
つて  
おられます。輕犯罪法の運用につ  
きま  
しても、こ  
ういふ点が十分警戒されなければ  
なら  
ないやうな點だと思つておられま  
す。そ  
ういたし  
ませんと、取締の者が自分の私情  
を差  
し挟んで或る者を取締り、或る者  
を取  
締らないといふやうな最悪の場合  
も起  
る可能性があるのであります。又  
、或る場所だけがやかましく言  
われ  
て、他の部分では放任されてお  
るとい  
ふことは、法の威信もなくなつて  
しま  
うのであります。殊に守り得るや  
うな状  
態を作らないで、而もこれを守ら  
なかつ  
た者は刑罰に問ふといふことであ  
つて  
は結果は民を網するといふこと  
にな

ると思つておられます。これらが一  
般  
犯罪法の立法の問題でなくして、  
大  
きな全体の國家の施設の問題であ  
り、制  
度の問題であります。國會の審議  
にお  
きましては、この點に御配慮を願  
ひたい  
と思つておられます。以上私は專ら  
輕犯罪  
法の運用について特に注意して頂  
きたい  
と思つておられますが、全体として  
述べた  
のであります。全體としては最初  
に申上  
げましたやうに、國民生活の向上  
のため  
にこの法案が役立つてあらうと考  
へるも  
のであります。ただ一、二末梢的な  
ことを  
申添へますと、國會の審議に當つて  
直して  
頂きたいといふのは、例へば十  
三號の  
ときは非常に「若しくは」とい  
ふ字が  
派山使つてあつて甚だ分りにく  
い、或  
いは二十九號の規定が非常に外國  
語の直  
訳めいておつて日本人にすつきり  
分りに  
くいといふやうな點もあつて、こ  
の規定  
の形式については、國會の審議に  
當つて  
十分御配慮を願ひたいといふやう  
に希  
望するものであります。

○委員長(伊藤修吉) 高木議員  
○公述人(高木議員) 労働組合関係  
の方  
から、この輕犯罪法の内容をもちよ  
つと申  
上げて一つよろしく御願ひをいた  
し  
たいと思つておられます。政府は  
本法案  
提出の目的として、終戦後の混亂  
した世  
相に明確な一線を引くといつてお  
られ  
ます。現在の混亂した世相を見  
ると、  
この趣旨は大變結構なことであ  
りま  
す。併しい  
わゆる混亂した世相なるものを  
政府  
並びに司法當局は何と考へて  
いるか  
について、近頃の様子を見ますと  
我々  
労働者は極めて寒心に堪えない  
もの  
があるのであります。政府が考へ、  
官憲  
の頭の中にある混亂した世相とは、  
町  
のやくざ者や無賴漢だけをいつて  
いる  
のではなく、正当な爭議権を行い、  
又  
團體交渉を行つた際に、労働者が  
声を  
出し議論をする、近頃の労働者は  
どう  
も行過ぎであるなど、現在の資本  
家の  
焦土戰は暴力團まで繰り出して、  
労働  
者を叩き潰してしまふといふやう  
な方  
を、知るか知らないでか、検事の  
命令  
だとか、暴力はいけなかつたとい  
つて  
労働者を檢挙して拘留しております。  
これ  
に對して労働者が生活権を守るた  
め  
に、それを通して生産を復興する  
た  
めに行なつてゐる爭議権の行使や、  
國  
體交渉について殊更に無關心な態度  
を  
示してあります。こ  
ういふ混亂した世相の中に労働組合運動、農民運動、  
初  
め一切の民主的大衆運動を含めて考  
へ  
ていて労働法を改悪しなければなら  
ない  
といつてゐる政府官憲の下に、こ  
の輕  
犯罪法が出たら一休労働者はどう  
な  
るのかといふことを考へて見ると、  
こ  
の輕犯罪法の本質がはつきりして  
來  
ると思つておられます。或いは人  
は  
そんな趣旨ではない、民主的運動は  
よ  
ろしいのだといつたり、又労働者の  
神  
經質的な考へ方だといふかも知れ  
ま  
せん。併しこ  
こではつきりして置きた  
いこ  
とは、法律といふものはすべてそ  
の  
目的とか趣旨とかで、その効力を  
判  
断すべきではなく、そのときの社會  
の  
經濟的狀態から必然的に生れるもの  
に  
對して積極的に前進させるものか、  
ス  
トップさせるものかといふ点から批  
判  
をされ、その効力も修正され、廢止  
さ  
れなければならぬものだと思つて  
お  
ります。

ここで私たちが思い起さなければ  
な  
らないのは、政府が本法案と代  
る  
といふ警察犯刑罰令や、暴力行爲等  
刑罰  
令に関する法律が、曾ての帝國主義  
時代  
に、民主的運動に對してどんなこと  
を  
したか、そしてそのために日本の勞  
働大  
衆はどんな状態に落ち、今日に至  
つ  
たかといふことでもあります。右のこ  
と  
を考へますと、この輕犯罪法がどん  
な役  
割を持つものかといふことが分りま  
す。  
組合法の一條の二項には、刑罰法  
令  
を適用しないといつておるが、官憲  
は  
不當な爭議だといつて彈圧をして  
お  
ります。この見地から我々労働者は、  
こ  
の法律の成立に對して反對を提唱す  
る  
ものであります。幸ひ會議では先に  
こ  
の趣旨を述べて、この法案に反對を  
表  
明して、若しこの法律をどうしても  
出  
すのであるならば、先ず第一労働  
主  
義的運動に適用しないこと、次に官  
憲  
に對して右の趣旨を徹底させること、  
三  
番目に現在檢束、拘留されてお  
る  
者を釈放することといふやうなこ  
と  
を申入れて附帶條件として衆議院  
で  
は先般第四條の追加をいたしたので  
あ  
りますが、この法律の目的以外に適  
用  
しないといふやうな旨の挿入をした  
の  
ですが、これだけでは私たちの要求  
が  
容れられておらないのであります。  
現  
在、この法案について衆議院議長  
の  
松岡駒吉氏は、行過ぎた労働運動  
に  
對しては処罰する必要があると言  
つ  
ておられます。日本の官憲から言  
わ  
せれば、現在のやうに労働者が、そ  
の生  
活権のために必死に闘争をしてゐる  
有  
様は行過ぎた闘争のやうに思われる  
か  
も分りません。だから我々労働運動  
そ  
の他の民主的運動の一切について、  
よ  
く官憲に徹底させることを要求した

第四部 司法委員会會議録第十六号 昭和二十三年四月二十六日【參議院】

であります。然るに三十一日、二十二日の日本タイプの仮処分執行に対してどんな状態が起きておるかということに注意を促したいと、こう思ふのであります。労働争議に対する仮処分の不当は、我々が確信するところであります。それはさて置いて、あの仮処分の執行に際して、事が労働争議であるので、東京都労働委員会は、それが争議の当事者である会社と、労働者との了解の下に平穩裡に、而も争議が会社運動に關してはこれを適用しないといふこととはつきりと文章に謳わなければならぬ。勿論拘留も必ずしない。第二番に、当局に対して民主的運動に關する教育を徹底して行ひ、このことを要望したのであります。若しこれをしてしないならば、第二、第三の日本タイプの例を惹き起して、社会の合理的秩序がこの法律のために、却つて当局みずからの手で殊更にこれが攪亂されてしまふのであります。

この中には重大な二点が含まれております。それは第一番目に、労働爭議の实体に対する官憲が公けの権力によるならばどんなことでもできるでありましょう。これは昔の通りの認識であるといわなければならぬのであつて、第二番に、爭議の解決が一番の重大事であるべき社会の秩序保持に關して、当局が一方的に挑発行爲に出て來てゐるということであります。現在の司法当局の实体は遺憾なくここに現われてゐるといわざるを得ないのであります。ですから我々はこの法律を公付施行するのであるならば、第一に労働運動、農民運動、その他の民主的大衆

運動に關してはこれを適用しないといふことをはつきりと文章に謳わなければならぬ。勿論拘留も必ずしない。第二番に、当局に対して民主的運動に關する教育を徹底して行く、このことを要望したのであります。若しこれをしてしないならば、第二、第三の日本タイプのような事例を惹き起して、社會的秩序的がこの法律のために、却つて当局みずからの手で殊更にこれに攪亂されてしまふのであります。

以下この法案について申上げて見ますと、大体第一條が三十四号に分れておりまして、この中で殆んど半分がいわゆる一方的の解釈をいたしますなかなければ、すべて労働運動を阻害し、弾圧をする條文を含んでいるのであります。先ず第一号は、これはいわゆる労働組合運動の方面にありますビケツト、ラインを形成をする、こういうような場合にこの第一号で以てすべて弾圧をされつちまう。第三号の問題も、これも生管をやる場合にはどうしても、こういうことが起るのでありまして、この三号を設けられることによつて生産管理というようなことが全然行われなくなつちまう。四号も、これも労働運動、或いは社会運動家に會つていろいろ項目で以て取締つたということがあるのであります。それから第五号であります、これも組合の宣傳隊というやうなものがすべてこれで封じられてしまふ。尚八号、これも自分の組合員が檢査されるときに援助をするという組合は絶対にないのでありまして、而もこれがこの間の日本タイプのやうな不当の檢束のやうな場合には尙更であります。それから十三号、これはいわゆる行列の列を崩すというのであります。

が、組合の宣傳乃至はデモ行進という  
ような場合にやはり引掛けられて來  
る。それから十四号も同様であります。  
組合が大会を催す、或いは宣傳をする。

が完封されてしまふ。三十四号は組合の闘争に対しまして闘争資金、カンパを街頭でやろうというような場合にやはりこれで引つ掛けられる。

以上大體この三十四号の中の殆んど半分ぐらいが、いわゆる解釈の仕方に  
よりまして、こういうような、今私が  
申したようなことが行われるのであり  
まして、先程島田博士や植松先生が  
つしやつておりました通り、取締る者  
のその時々の感情で一方的にやられ  
る危険性が今日程多く行われておる  
と云ふのがないのであります、かかる見地  
から労働組合の運動というものは全く  
手も足も出ない。いわゆる組合側は労働  
諸法の改悪は絶対反対を叫んで来て  
おりますが、この強硬罪法というよう  
なもので、側面から手も足も出ないよ  
うに封じ込んで来てしまふ。かかる見

解から、飽くまでもこの法案の撤回されることを要求をいたすのであります。が、若しどうしてもこれが撤回ができないものでありますならば、第四條に衆議院で附加されましたような生温いものでなく、飽くまでもこの輕犯罪法は労働運動、農民運動その他の民主的大衆運動に關してはこれを適用しないということをはつきりと謳つて頂きたい。第二番には同様に当局に対して眞主の運動に対する教育を徹底して貰いたい。これを申上げてまして私公述を終りたいと思います。

○委員長（伊藤修君） 次に團藤重光君。

○公述人（團藤重光君） 短い時間でありますから、極く簡単に私の意見を申し上げますと思います。先ず全体として見まして、従来警察犯処罰令でありますとか、或いは違警罪罰決例でありますとか、

すとかいふやうな、違警罪或いは警察犯という名前で從來呼ばれておりましたものを、今度の法案は輕犯罪という名前で呼ぶことになつた。これは根本的にいいまして、やはり一つの思想的な進歩と申しますか、從來の警察國家的な考え方に對して、より法治國家的な考え方に對して、より法治國家的な考えにまで進んで來ておる。殊にその裏付けをなすものとして、從來は警察署長の權限で以て即決処分で以てやることができた。これを今度はすべて裁判所でやるということになりました。こういう点で根本的に從來の考え方よりは遙かに進んだものになつた。又形式から申しまでも、從來命令でやつておりましたものを今度は法律で規定する。これらの点で從來のものよりは進んで來たということは確かに言えると思ひます。

併し譲つて考えて見ますならば、現在には、先程島田博士もちよつと申されましたように、犯罪が非常に激増いたしております。試みにその数字を極く簡単に申上げて見ますというと、丁度日華事變の始まる前の五年間を標準としまして、その何倍ぐらいになつておるかということをお体見ますと、最近の昭和二十一年三月から二十二年二月、最近と申しますが、大分古くなりませんが、少くも去年あたりまでの一年間の数を申して見ますと、大体刑法犯全体で一倍半足らず、正確に申しますならば指数が一三五・四ということになつております。併しその中でもう少し罪名別に見ますと、窃盜が指数が三六二・五、四倍半足らず、強盜は五三七・四、五倍半に近い数になつております。これは第一審有罪人員として出て來た数であります。これだけを見ま

しても非常に激増を示しております。

ちよつと申されましたように、乞食の

名譽毀損的なことを言つたといふので

になつておりました。而も「正当な

言う意味で、ややこれを廣く規定する



しても非常に激増を示しております。特に現在では警察官、検察官の手が足りない時期でありますから、そういう時期に、果してこういう軽微な事件までこれを犯罪として取上げる必要があるかどうか。こういう点が根本的な大きな問題であると思ひます。

そこでこの法案に規定されておりますものについて多少細かく見ますと、大きく分けて二通りの犯罪が規定されておるように思ひます。一つはいわば刑法犯を予防する、或いは刑法犯がなかなか捕まらないから、一つの推定的な規定を設けて、これを押えて行こうという種類の規定でありまして、例えれば第一号、第二号、第三号、第四号或いは第十七号、第二十九号といったふうなものが大體これに当ると思ひます。これは先程申し上げましたように、刑法犯が非常に殖えておるので、それを押える上からいつて、実際上は或いは必要が知れませんが、併しこれも理論から申しますならば、まだ本当に実害が生じていないものを予防的に押えようというのでありますから、相当議論の余地があると思ひます。

いい換へますならば、警察の面から申しますならば、今までは警察の觀念が變つて来て、従来は行政警察が主でありましたのを、今度は司法警察を主にする事になった、その建前にいければ反する、事の行われた後でこれを押えるのは止むを得ないとして、事が行われぬ前にこれを押えようとする、そういう弊害が出て来る、これは實質的に見て警察國家的な色彩がやや出て来るのじやないかという感じがするよ

うに思ひます。更にこれにやや似たものといひまして、これも植松檢察が

ちよつと申されましたように、乞食のやうなものは、これは大體から申しまして精神薄弱者であるとか或いは精神病質者でありますとかいつたふうな者が多いのであります。又経済的にもいわゆるルンペンであります。こういう者を刑罰で以て押えようとするのが、もと／＼行き方としてはおかしいのじやないか。子供なんかは乞食をやらせることは、子供のためによくありませんから、これは児童福祉法でしっかりと押えてあります。こういうものは、又第四号の浮浪者なんかにしてしましても、これはむしろ厚生省の方が主官をしてやるべきことで、これを刑罰として押えることはややおかしいじやないかというように考えます。これが第一番目のいわば予防的の方面の規定であります。それ以外に大體輕微な犯罪という形に規定されております。併しこの点につきましては、先程高木さんも詳細に亘つてお話がありましたように、労働運動を弾圧するという處れが相当にあると思ひます。一々については先程詳しく申されましたから、ここに繰返しません。そういう處れは相當にあると思ひます。

併しこれ又繰つて考えて見ますと、同様の處れは、何もこの輕犯罪法だけではないのであります。従来から申しましても、刑法の中にもそういう規定が沢山あります。例えば業務妨害罪、これは一番よく使われる規定であります。又首になつた者がその工場に入つて来るというやうなことで住居侵入罪或いはそれを取締に行つた警察官に対して何かをしたというので公務執行妨害罪、或いは会社の幹部に対して

名誉毀損的なことを言つたというので名譽毀損罪というやうなものがあつて、又刑法以外にいたしましても、例えば面会を強請するといふやうなことがあつて、暴行行為等処罰法によつて処罰がおります。従つてこれらはすべて問題が共通なのであります。その意味では何もこの輕犯罪法だけの問題ではないと思ひます。根本的には、先程これも高木さんが御指摘になりましたように、労働組合法の第一條の第二項に「刑法第三十五條ノ規定ハ労働組合ノ団体交渉其ノ他ノ行為ニシテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル爲メシタル正当ナルモノニ付適用アルモノトス」と言ひ換へれば、そういうものについては或いは違法性が無い、従つてこれを処罰しないという建前になつておるのであります。従来は、先程も申しましたように、警察犯処罰令というものを警察署長の権限として即決しておりましたので、非常に大きな弊害があつたのであります。今後はこれは簡易裁判所へ持つて行くわけであり

ますからして、従来のような極端な弊害は恐らく出て来ないのではないか。簡易裁判の上訴に対しては上告審が許されます。上告審は高等裁判所でありますが、更に違憲問題になれば最高裁判まで行けるわけでありまして、特に憲法第二十五條の例の團結權の規定の解釈としてこれを最高裁判所に持ち出せば、これは最高裁判所まで行けるのであります。従つてそういう問題は最後は最高裁判所の保障もあると思ひます。併しこれもその簡單には行かないのであります。労働組合法の第一條第二項で違法性がないといふのは、これに正当なものに限つてということ

になつておりました。而も「正当な」といふことはこれは飽くまでも具體的に考えられなければならないのであつて、而もその判断が若し誤れば、これは非常に大きな彈圧になる處れも出て来る。大體の「正当」といふ概念の適用の仕方としては、ややもすれば既成事実上の維持といふところに重点が置かれる嫌ひが、そういう傾向があるものであります。その点に根本の問題があろうと思ひます。

併しこの点は、又もう一つ讀つて考へて見ますと、裁判官に対しては最高裁判官には國民審査の法がおります。これは極めて弱いのではあります。更に最高裁判官に対しては彈劾の訴追ができるわけでありまして、そういう方面で以て、いわば裁判官全体に対して國民的なコントロールを加えて行くのではないか。併しこれも相當にまだ狂言な話でありまして、或いはまだこれは机上論かも知れませんが、そういう種類の事件については労働委員會の意見を聞く。裁判官が裁判をするという事について、裁判所の意向を決めるについて、深切ではないかと考へております。そういう種類の考へ方としまして、この衆議院の方で加つた第四條といふものは相當に意味のあるものだと思います。

で、ここで高木さんの先刻おつしやつたことに私も非常に賛成の点があるのではありませんが、同時に又この輕犯罪法といふのが實際上は捜査に濫用される處れも全然なくはない。併し従来は警察犯処罰令で非常にそれがあつたのであります。そういう意味で捜査の目的に使つてもならないということ

言ふ意味で、ややこれを廣く規定する必要があるのではないか。併し勿論その点を明確にして置かなければ、本來の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用することがあつてはならないといふのがは當然とし過ぎるというのであれば、今の労働組合の非常な彈圧と或いは捜査のために濫用するといふことを抑えるやうな形に規定するの、これも私としてはいいことだらうと思ひます。先程申しましたのは裁判所に行つた場合でありまして、實際の場合にはむしろ現行犯の場合であらうと思ひます。實際の場合には、裁判所に行けば、裁判官がこれを濫用するといふことはまさか考えられないのであります。先程のやうな場合は恐らく杞憂だらうと思ふのであります。それよりも問題なのは、現行犯として押えられやしないか。拘引で四十八時間、検事訊問で二十四時間、合せて七十二時間といふものが押えられることにな

る。これは労働運動にとつて相當大きなことであると思ひます。勿論現行犯の規定を適用いたしますのは、輕い罪についてで、他の拘留、科料に當る罪については、住居氏名が不明であるとか、或いは逃亡の處れがあるといふ場合は現行犯とすることはできないのであります。併しこれがどういふ形で括られないとも限らない。この点は相當に問題があると思ひます。勿論一方では刑事訴訟法の問題であり、又一方では午後御審議になりますところの、人身保護法の問題だらうと思ひます。

併し私はもつと根本的に、こういう問題は運用に當る警察官の労働運動に

五

對する理解と申しますか、そういうところにはやはり問題があるのだらうと思ふのでありまして、これは現在では労働組合法の第四條でありまして、警察官は労働組合を結成し、或いはこれに加入することができない。或いは労働関係調整法の第三十八條によりまして、労働争議は行うことができないというところになっておりますが、こういうところに問題の根本があると思ひます。警察官が争議をやつては、これは國家の秩序が保てませんから、これは止むを得ませんとして、労働組合の結成とか加入というところは、根本的に考へていいのではないかと申します。そういう意味で警察官のそういう……先程の高木さんの言葉を借りれば、民主的な教育ということも決してこれは百年河清を待つものではない。實際上可能のものではないかと考へております。

更に直接の問題といたしましては、丁度現在ありますような司法警察職務規範或いはこれを根本的な形で法律にする。或いは更に職權法と申しますか、そういうものに労働運動の彈圧に使つてはいけないというような規定を注意的に入れるということも一つの案だろうかと思ひます。で、要するにそういう労働運動の彈圧に用いられる處れが非常にあり、又一方で非常な犯罪が激増しておる際であつて、こういう輕微な事件まで手を伸ばす必要がないという点からいたしまして、私としてはこの輕犯罪法に対しては、可なり消極的な氣持を持つております。

併しもう一つここで考へたいと思ひますのは、地方自治法の改正第十四條の規定でありまして、これは地方團體

の條例によつて二年以下の懲役、十以下の罰金、或いは拘留、科料といふたようなものを附けることができることになつており、いわばゆるゆるの白地法規と申しますか、いわゆる空白法規、内容を空にして一般的に委任する包括的委任の規定があるわけでありまして、若しこの輕犯罪法をここで規定して置かなければ、結局各地方團體で條例で以てこれと同じようなものを作る處れがあるのではないかと。そうしますと、これは私としては地方議會に不信任の意を表するわけでありませぬが、併し一体どんなものができるか、相当心配するのでありまして、それよりもむしろ輕犯罪法という、いわばスタンダードになるところの法律を作つて置けば、これを國會で御審議を頂きまして、慎重な形で作り上げて行く。そうすれば又地方議會でいろいろのものができるといたしまして、これと重複することはできないわけでありまして、又重複しない分でも大体これが標準になるわけでありまして、そういう意味ではやはりここで輕犯罪法案というものを、できればやはり成立させて、併しその内容については、やはり十分慎重なる御検討を頂く。これが私は全体の行き方として、やはり一番いい行き方ではないかと思ひます。

甚だ驚きませんでした。簡單でございませう……

○委員長(伊藤修吉) 平野義太郎君 ○公達人(平野義太郎君) この法律は先程からお話の出ております通り、市民の近隣の毎日の日常生活それ自身がぶつかつておりますラジオとか、人の声が大きいとか、行列とか、従つて道徳、道義、市民社会の自然的な秩序と

直接に關係をいたしますから、而もこれを法律で科料及び拘留で以て罰して行くというふうなことになる取締法規でありますから、余程慎重にこれを扱ひませんと、権力によつて濫用される處れが多分にあると存じます。従つて運用と立法とは、二つ離しては考えられないといふことは、仮りに簡易裁判所に不服の申立てができ、且つそれから上訴ができるにいたしましたも、実は現行犯として二十四時間の二倍と、向う一週間の二十四時間との三日間、現行犯として取押えられるといふ、こういう意味においては、やはり決してそれによつて法治國主義が弁護されるべきものではない。かように思ひます。

それで第一に、現在の十二万五千人のあの警察官の質と量を考へてみて、これで果してこのような輕犯罪を十分に取押えて行くことができるかどうか。重大な問題は、帝銀事件のような凶悪なる、先程のお話にもありましたような、重大なる犯罪が増加しておるときに、その重大犯罪を捕えることが、現在の秩序を維持する上において重要なのであつて、若し現在の質と量との警察力を以てしてこの法律を適用いたしますならば、むしろ比較的容易に取押えられる輕犯罪の追及の方に警察力が却つて向うものであつて、重要な犯罪の方に却つて手が抜けて行くのではなからうか。従つて今日の重大な問題は、凶悪なる自然犯罪を取押えることであつて、輕犯罪を、民を綱じて行くような結果になることは、むしろ避けるべきではないか。若し法の威信を確保して行くといふことになりまして、結局現在の質と量との今の警察力を以てし

ては、到底この輕犯罪法を十分に洩れなく適用して行くことは凡そ不可能であるといふことは分るわけでありませう。これは經濟上の現在の危機が、諸種の浮浪者なり乞食なりを作り出しておるのであつて、これを警察力を以て取締るというところは、凡そ法律及び警察力を以てすれば國民道徳が維持できるという警察國家的な、警察政治的な、やはり觀念に囚われて、余りにも法律及び警察の力を過信していることになるのであつて、無論市民社会の近隣の日常の平和な安全といふことは必要であります。これは警察の力を以てして、到底達成し得られることではなく、却つてその力によりまして、古い形の権力の濫用がしばしば行われるといふことを先づ第一に申上げたいと思ひます。

次には、そのことによつて、現在不足しております質の悪い、重大犯罪の捜査について極めて科学的でない警察が現在ありますその下で、これが行われますと、先程も一言述べられた方がありました通り、不公平を生じます。闇の取締と同様に、非常に道路警察として、取締の嚴重な所に行つたものはひどく取締り、それに反して緩やかな所では、却つて闇が見逃がされるといふことになりまして、その結果として、極めて法の適用が一性、法の最も重要であるべき画一性を妨げられ、却つて不公正なる適用を生じますと、そこに人民が法に対して極めて偏頗な考へを持つに至るであらうと思ひます。

大きな問題は、英米法のジャスティス・オブ・ピース、この觀念と日本の治安という觀念とが、社会の發達や從來の日本の警察機構からいまして、全く違つておるにも拘わらず、英米法流のジャスティス・オブ・ピースという、市民社会の秩序を維持するあのデモクラティックなコンスタブル、といひまして、決してロンドン親切な交通巡査が人民と協力して秩序を作つておるといふあのコンスタブル、これに対して日本法は、非常に威圧的に人民の生活に干渉して取締をして行くという觀念で、我々はそういう環境を持つて來ていたのでありますから、英米法流のいわゆるジャスティス・オブ・ピースという觀念自体について、或いは理念というふうなことに對しては、別に反對がないように見えていて、而もそれを日本に直訳的に入れ込みますと、むしろ権力的な行政機關、執行権が、そのジャスティス・オブ・ピースを直接的には権力的に用いる。ここに英米と日本の從來の社会構成及びすべての經濟構成が違つておるので、いきなり英米法流のジャスティス・オブ・ピースというふうな觀念を持つて参りますと、日本ではやはり権力の濫用に陥ることが多分に虞れる。その点を労働運動に關係して来る前に一言申上げたわけでありませう。

労働組合運動及び農民運動、民主的な運動に關係をいたします点について、特に私は関心を持たざるを得ないのであります。それは外ならん自分自身が前の警察犯処罰令では苦い経験を持つておりますから、これをその前に申上げた方がよいと思ふのであります。この第一條の第四号に、此程も拳

ますのは、地方自治法の改正第十四條の規定でありまして、これは地方團體

声が大きいとか、行刑とか、従つて道

徳、道義、市民社会の自然的な秩序と

現在の質と量との今の警察力を以てし

て行くといふことになりまして、結局

ります。この第一條の第四号に、此程も拳

げられましたが、住所不定、及びい

ゆる現行犯としては住所不定なる者

というのがありまして、前の警察犯規

罰令がそのなであります。私自身が

昭和十一年の六月に、これは日本の経

済を研究しておるといふことの暇を以

て、警察署に拘留されたのであります

が、その場合の名目は、やはり現行犯

であります。而も住所不定なのであり

ます。私は高輪の管内の芝白金三光

町に長年住まつておりまして、住所は

明確に持つておるのであります。そ

のときの警察犯規罰令では、住所不定

として、而も毎日々々現行犯として検

束をして、翌日又新しく住所不定で

あるといふ名目で検束をして行くとい

うことが、八ヶ月も続いておりますの

であります。これは、法文の上にどう書

いてありまして、実際に警察の本質

が今日變つておらない場合に、かくの

ごとき濫用が起り得ないとは、決して

保証はできない。

もう一つ高輪管内で私自身が見聞し

たことは、一番犯罪検査の容易な方へ

警察官は向いて行くといふ事実であ

ります。重罪犯人を捕えることはむずか

しいので、そこへ向うよりも、やさし

い方を余計捕まえて行くといふこと

が、警察官の一般の傾向であります。

例えば、高輪の極く近くに、芝浦の

自動車の運轉場がありまして、運轉手

の者が自動車の運轉を練習に來るの

であります。その自動車の運轉手が運

轉を練習して、やがて、ちよつと外へ

出て練習して行くことになるので、そ

こでスピードの當時一時間二十五マイ

ル以上の違反をやるのであります。往

來の交通頻繁なる所のスピード違反

こそ、警察官はこれを取押さるべきであ

るにも拘わらず、そういう所へ行かな

いで、練習場の極く側に行つて、みん

ながつてスピードを出し過ぎて行くで

あらうような所へ行つて、毎日捕ま

て、一日三四件といふふうに捕えま

す。そこで御褒美が出るものでありま

すから、どうしても易しきにつくとい

うことが、私自身の経験に徴しまして

も、日本の從來の警官は、英米法流の

コンスタブルではなく、やはりこの点

では、余程輕犯につきましては、道義、

道徳、社会秩序の一條の見方、解釈の

仕方である。余程、これは違つて來る

のであります。余程、慎重を要すべき

とがあることを述べたいと思ひます。

そこで、先程、高木さんが述べられま

したものの外に、私が氣付いて、この

輕犯罪法が若し制定された場合に

おいては、労働組合運動、団体交渉或

いは、農民運動といふものに、直接見

方解釈の仕方如何では、且つ又それを

最も現実的に置かれるのであります

が、規定いたしましたのは、今申しま

した一條の四号、これが労働組合運動、

社会運動の指導者、先程私が、別に

組合運動の指導者でも何でもなかつた

ものですが、やはり、住所不定として

八ヶ月間毎日検束に遭つたわけであ

ります。四号が社会運動或いは労働組

合運動、農民運動の職業的な指導者、

これが四号に恐らく掛けられる處れが

多分にあると思ひます。

第五号も「粗野又は乱暴な言動で迷

惑をかけた者」、これが宣傳に引つ掛け

られて來るであらうと思ひます。

それから特に私が重要だと思ひます

のは、第十四号であります。「公務員

の制止をきかずに、人声、樂器、ラジ

オなどの音を異常に大きく出して靜

を害し近隣に迷惑をかけた者」、これは

普通の市民的な社会的な秩序からい

え、多少過ぎたものは、英語でいう

エル・パースンの制限をされるべき

であります。それがやはり今の組合

運動の現実に、直接に取締規定が、声

を大きく出したといふことに掛けられ

て來るであらうと思ひます。

更に最も重要なのは、二十八号の「不

安若しくは迷惑を覚えさせるような仕

方で他人につきまとつた者」は、団体

交渉の場合に、大体これは利害の相対

立した二つの階級双方が、利益を主張

するところに団体交渉があり、又爭議

も必然止むを得ない場合に、これが不

安を起さずとか、迷惑を掛けるような

仕方で附随するといふことはあり得るの

で、無論爭議自体も一つのロウ・エン

ド・オーダーの下に進められるにしても、

団体交渉自体がロウ・エンド・オー

ダーの進歩のためにやられるのでありま

すが、先日の岩手縣の教員組合の人た

ちと知事さんとのあの交渉事件の場合

でも、やはり、この不安若しくは迷惑

を掛けさせる仕方で附随したといふ

うになります。これが現行犯で、直

ちに団体交渉自体をなくするといふこ

とになつて來る。三十二号の「入るこ

とを禁じた場所又は他人の紐帯に正当

な理由がなくて入つた者」、これがやは

り爭議の場合に、先程は社長の部屋に

団体交渉に行くといふ場合が例に上り

ましたが、のみならず工場自体につ

いても、若し、ロック・アウトが行われ

るような場合に、入ることを禁じた場

所に入るといふこと、或いは又土地の

取上げが常に沢山ありますが、その場

合に、よく農民の団体として、田圃に

今これからの時期では植付けをいたし

ます。そのとき爭議が持ち上るのであ

ります。その場合でも、仮りに假

分の申立がなくても、入ることを禁じ

た所有権に基いて、從來の小作人が入

ることを禁じた場所に入つた場所

は、やはり、この三十二号の適用が生

ずるといふことになりまして、第三十三

号の「みだりに他人の家屋その他の工

作物にはり札をし、若しくは他人の看

板、禁札その他の標示物を取り除き、又

はこれらの工作物若しくは標示物を汚

した者」といふような場合に、この法律

の適用があります。これをいふと、現

在でも各工場では、そのビラを貼る所

は大体一定の場所になつておるのであ

りますが、若しそれを目に付かないよ

うな所に置いて行くことにしておきま

す、結局或る組合の運動について、組

合のことに關して、人々に知らせたい

と思ふが、そのビラを貼る所がなけれ

ば、やはり目に付くような所、正門の

側等にビラを貼つたとしたならば、や

はりこの三十三号が適用されるとい

うことになるわけでありまして。

要するに、ここでは、もうこれ以上

は、この点については述べませんけれ

ども、ここで私共は、一昨年の十二月

十五日に、極東委員会が日本の労働組

合運動に対して、十六條の原則を出し

た、これが最高の指令になつておりま

す。その第十三條に、警察にせよ、

その他の政府機関にせよ、労働者を監

視したり、ストライキを破つたり、又は

合法的な組合運動を弾圧したりするよ

うに、今の警察及び政府機関を使用し

てはならないと、極東委員会の最高原

則十六條の第十三條に明確にしてお

るから、決して警察機関が輕犯法の名

において、これらの労働運動を取締る

といふことはあつてはならないとい

うことを極東委員会が決めておる点を、

この際にもう一遍振り返つて行きたいと

思ひます。

要するに今の質と量における警察力

で、この法律を制定いたしますと、比

較的容易な輕犯の方へ主力が向いて

行つて、兇惡無比な帝銀事件の犯人を

捕えるという方に向けるよりも、むしろ

容易な輕犯の方へ、不足している

警察力が向うであらう。若しそうでな

くて、これを遵奉せしめるために、警

察力を必要とするならば、到底今日の

日本の財政状態では、それだけ、法の

威信を守らせるといふだけ、警察力を

維持するといふことは不可能でありま

す。第二は、モラル・ディユティー、

オーディナリーの、毎日日常の隣同

士のこゝろに規定といふものを國民の

生活運動の標準にすることは結構であ

りますが、それを科料、拘留といふ刑

罰を伴つた取締法規で以て、國民の生

活運動を指導しようとするとは、警

察政治的な、警察國家的な、旧來の警

察犯規罰令と何ら變りないので、こ

の五月二日に、警察犯規罰令が廢止に

なる、その廢止を無意味ならしめるも

のであつて、基本的な人権といふものを

基本にして考へる。第三には、イギリ

スのジャヤティス・オブ・ピースとい

うような、警察及び裁判官が、民主的に

人民と協力して行くといふこと、行列

を正したり、大きな声を出さないとい

うことは、警察と人民とが一緒になつ

てやるべきことで、初めてこゝろした道

徳的な日常生活に關連のある輕微な犯

罪は取締れるものでありまして、科料、

拘留という刑罰を直接的に向わせて、

國民道徳といふものを教育するとい

ことは法律力、警察力を過信して。権力の濫用を伴うものである。

要するに、特に衆議院で、第四條の追加をして、本来の目的を逸脱して、他の目的にこの法律を濫用してはならないと、衆議院が追加したことは、非常にこれは大事件に感付いており、すけれども、極めて曖昧であつて、労働組合運動、農民運動及び民衆的な運動自体にこれが濫用せらるべからざるものであつて、若し濫用すれば、職権濫用であるといふことを明確に規定を設ける必要があると思ひます。根本的には勿論それがなければこの法律が多分に民主主義的な運動に直接適用を受けて来るものである。殊に地方自治法のような法律で、先程國庫教授の言われたようなふうな條例を以て行われるに至りますならば、この法律において明確に労働組合、農民運動には適用せられざるものであるといふことの基準を示すことが最も必要であると考えます。

○委員長(伊藤修吉) 公述人に対する質疑がありましたら、この際質疑を許します。

○小川友三君 只今の公述人の方には一括して簡単に伺ひ申上げます。高木さんのお説では、この條項の中、速記録にありますが、第一條の一、三、四、五、八、十四、十六、二十八等に對しまして農民組合或いは労働團體を弾圧するのを中心にして作つておられるというの中心に作つておられるというのことは許されておられると思ひますので、確かに社長室に行つて相當の数の

者が強説をするといへば正しい点が容れられないで、不当な意見が用いられるというふうなことになるので、正式に交渉をさせる機会を法律で作りおきましたならば、そういうことをやらなくても通るという解釈を私は持つておるのであります。一國において法律がなくても治まるようになれば理想であります。現在の状態におきましては特にこの程度の法律があつて、そして裁判所で公平にこれを取扱い、そして、そして労働組合、農民組合の意見を正しい面において取上げて行く、そして國の平和を確立して行く、文化國家を建設するといふ工合に、勿論これは政府当局はやらされる筈であります。この点をあなたが申された通り労働組合を何でも弾圧するといふような解釈であります。我々國會議員が選挙に立候補するに當りまして、特に三十三條は労働組合だけがボスターを貼るんじやありません。我々國會議員に立候補する者もボスターを貼ります。外にも勿論ボスターを貼る者は沢山ありますが、濫りに三十三号でやるというのことは労働組合を弾圧するためにやるんだというふうな御解釈であります。これは當つておる点であります。労働組合弾圧のためにこつたものを作るのはありません。でして、口頭でも承諾を得ればやれるのであります。或いは会社の正門のところに貼るにしても、係の支配人なりに断つて貼るということになれば別に法に触れるわけではありません。で、そういう工合に解釈することが正しいと思つております。一々例を申されましてはあります。簡単に速記録を中心とするあなたの御意見が、政

府が労働組合を弾圧するためにこつた法律を作るのでなく、治安を確立するために、道徳を向上させるために、これが我々議員も参加して立法中でありますが、誤解のないように御了承をお願いしたいのであります。

○委員長(伊藤修吉) 小川君にちよつと御注意申上げますが、御意見でなくして質疑の要点をお願いしたのであります。

○小川友三君 質疑の要点は第三十三号の解釈、それから今の平野先生にお伺ひいたしますが、本法は重大犯人を檢挙しない、これはどういふものを作れば輕犯罪のみを挙げる、現在の警察官は十二万五千人おるが、質も量も非常に悪いように仰せられましたが、悪い者も多少おるでしょうが、いい者もおるものであります。この点につきまして御意見が全部悪いような解釈であります。拜聴したいと思ひます。

それから國庫先生は労働組合の不当な弾圧にこれは使用されるというふうな意味のお話がありました。そんなことは絶対にないと思ひますが、それについて伺ひたいと思ひます。

○公述人(高木重吉) お答えをいたします。その前に、只今の御質問はどなたでございましたでしょうか。

○委員長(伊藤修吉) 小川友三君で

○公述人(高木重吉) 先ず團體交渉であります。これも確かに先方が正しく出て参りました場合にこつたというふうな問題は起らないのであります。えてして労働組合の運動に對しましては、成るべくこれを拒否するという態度に出るべきであります。実は私昨年の

十一月一日に中央郵便局で御承知の不法檢束を受けました。このときの團體交渉は、実はあのときサボタージュの認定をいたしました四五名の責任者が中央郵便局へ来ておつたのであります。そしてどういふ認定の下に三日乃至四日をサボタージュと認定して給料の不拂ひをしたのか、そういう経過を一應組合員の前で説明をして貰いたいという要求をいたしました。みんなの前で説明をすることを嫌ひまして、どうしても團體交渉に應じない。これは組合員が納得が行きませんので、どうしてもあなた方がその當の責任者なんだから、あなた方から伺つて、確かにその通りであるといふことが分つたならば、別にこれは固執するものではない、承服しませう、こつたやつは何回となくお願いをするのであります。その團體交渉を拒否した。これが當時五時間乃至六時間に亘りまして、たつたこれだけの問題で押問答した挙句、いわゆる退路を遮断したといふ名目で丸の内署に檢束をされたのであります。あなたが誤解になつておられます。素直に團體交渉といふものに應じられるのであつたならば、こつたことではないのであります。その當事者の考え次第では、我々の正しい意見が、これが弾圧のきつかけになるのであるといふことを私は實例を以て御説明をいたしたいと思ひます。

それからボスターを貼る場合であります。これは勿論議員の皆様方が選挙の際にはボスターをお貼りになります。労働組合運動のボスターが貼られないのであつたならば、我々もボスターが貼られないじやないかというふうな御質問につきましては、私は非常に疑義を感ずる者であります。そこにいわゆる取締る者の一方的な見解といふものが含まれておるのであります。立候補された人たちのボスターを貼ることについては何ら文句を言ひ者はない筈であります。ところが一方組合運動になりますと、これがいわゆる一方的の解釈によつて弾圧をされておるというものが現状であります。どうかこの輕犯法というものが設けられまして、これを取締るに當りまして、至誠神のような氣持で行われるのであつたならば、我々労働組合の者は別に左程神經質にならないのであります。取締る者の一方的の解釈によつてそれが取締る者に許される、或る者は縛られる、これを指して申すのであります。この実例はただにボスターばかりではございません。今日のいわゆる飲食店の問題にいたしましても、周囲を見渡しましたときに、この実例は枚挙に遑がない筈でございます。この一方的の見解、ここに重点を置いて申しておるのであります。どうぞこの点御了解をお願いしたいと思ひます。

○小川友三君 労働問題、つまり爭議を交渉するに、多人数がどおつと押掛け行つて交渉することは却つて成功しないと思ひます。東武鐵道の爭議に小川友三が入り、労働委員長田宮君と交渉して、その手を打つてということと東武の爭議を解決したのであります。爭議は多人数が行つて恐怖の觀念を持たして交渉することは却つて變なない。五分の虫にも三分の魂ありで、社長なども膽を曲げるといふ例が沢山あるのではないと思ひます。労働組合には労働委員長がおりますから、委員

長對社長で交渉する。向うが重役五人保護法について公聴会を継続いたしま

職権を濫用して逮捕監禁すればこれは

かくのごとく金銭の支拂いによつて

く言を要しないだろうと私は考えて



で、確かに社長室に行つて相当の教の「録を中心とするあなたの御意見が、政

出て来るのであります。実は私昨年の

「が貼られないじやないかというよう

には労働委員長がおりますから、委員

長対社長で交渉する。向うが重役五人ならこちらが執行委員五人、同じ数で交渉すればスムーズに運ぶと信じて、労働争議に飛び込んで纏めております。そういう観念から多数を頼んで行くという方法を取らないで、重役と委員長さん、幹部が行けば向うでも必ず面会すると信じて申上げたのでございます。

それから今のボスターの例ですが、私は自由党でも、社会党でも、共産党でもありません。一人一党であります。何だ、小川友三のボスターか、割してしまえということ、割されております。何だ、こんなボスターということ、割されておる非常に苦い経験を選挙中も持つておるのであります。いわゆる被害者のような同じ気持ちでお伺いしております。この立法も警察官がやるのではなく、裁判所がやるということからして、運用さえよければ非常にいい、かように思ひまして実はお伺いしたのであります。

○委員長(伊藤修吉) 他の小川君の二点の御質疑は大体公述人の供述において御趣旨は判明しておること存じますので、これに対する御答弁は省略して頂きます。実は本日総同盟より代表者大門義雄君が出るはずでございますが、未だ御出席ありません。これは棄権せられたものとみなして、これを以て軽犯罪法に対する公聴会を終結いたしたいと思ひます。御多忙中非常に貴重なる御意見を拜聴いたしまして、国会といたしまして感謝に堪えない次第であります。十分法案慎重の上にこれを反映いたしまして、慎重審議いたしたいと思ひます。本日は誠に有難うございました。午後は一時半より人身

保護法について公聴会を継続いたします。これを以て午前は休憩いたします。

午後零時三十三分休憩

午後二時十六分開会

○委員長(伊藤修吉) 大変お待たせいたしました。午前に引き続きまして司法委員会の公聴会を開きます。問題は人身保護法について各界の学術経験者の御意見をお伺いすることにいたしました。先ず小林一郎君の御意見をお伺いいたします。尚公述時間は二十分を標準にしてお願いいたしますと存じます。

○公述人(小林一郎君) 憲法は基本的人権をいたしまして國民の自由を保障しております。この國民の自由は身体の自由が包含されていることは当然であります。この保障を実現するがために、憲法は二つの原則を規定しております。その一つには法律の定むる手続によらないで自由を奪われない、憲法三十一條のこの原則であります。他の一つは令状によらなければ逮捕されない、これは憲法三十三條です。この二つの原則を憲法は規定しておりますが、この原則は適當なる手段を以て維持されなくてはならぬ、如何なる手段があるかと申しますれば、第一は刑事、民事の救済を與える。この原則違反に對して刑事上、民事上の救済を與える、これが一つであります。他の一つはこの原則に違反して國民の自由を奪つた場合に、この自由を速かに回復する。これが第二の方法であります。不法に逮捕監禁いたしましたれば、これは刑法上犯罪を構成する、逮捕監禁の罰であります。檢察又は警察の職に在る者が

職権を濫用して逮捕監禁すればこれは實刑罪を構成する。これらの場合に刑事上訴追をなし得ることは当然であります。併し我が國におきましては公訴は檢察これを行う。この結果、役人のこれらの不法なる行為に對しては救済は満足の状態ではない、こういうことが從來言われております。又この刑事上の救済を求める、これは自分が拘束をされておるの間はできません。將來自分が解放された場合、この場合に相手方を訴えて、これに刑事上の刑罰を科する、これだけの期待が持てるだけであります。又仮に相手方を刑事上訴追いたしましたその結果を得ても、これは自己の感情を満足させ、精神上の慰安を得るだけのことであります。でありますから、この自由の侵害に對して刑事上の救済を求める、こういうことはこれは非常に不完全なる救済方法だと言わなくてはなりません。又不法に人の自由を拘束いたしましたれば、これは民事上不法行為を構成する、損害賠償ができます。又憲法は拘禁の後無罪の裁判を受けた者は、國家に對して補償を求めることができるというものが規定してあります。又從來とも刑事補償法があることは各位御承知の通りであります。又刑事上訴追と同様に、我が國におきましては、役人に對して民事上訴追をする、これも甚だ不完全な状態にあつたのであります。その結果であります。憲法十七條は、公務員の不法行為に對して國又は公共團體は損害賠償の責に任じなくてはならない、この規定に基いておるのであります。この規定に基いて、國會において國家賠償法が制定されたことは又各位御承知の通りであります。

かくのごとく金銭の支拂いによつて自由の侵害に對して救済を求めることができる。併しながら自由は幾何の金銭を以てもこれを償ひ得ない。自由の侵害、これに對する救済としては、これ亦非常に不完全なものであります。でありますから、自由の侵害に對しては、速かにその自由を回復する、この方法を講じない限りは、自由の保護といふものは決して満足な状態にはないものであります。これを鑑みまして憲法三十四條後段は、何人も正当の理由なくして拘禁されず、要求があれば直ちにその理由は本人の出席する公開の法廷で示されなくてはならない、こういう規定を設けたのであります。これは即ち自由の侵害から直ちに自由を回復させる、これを目的として憲法が保障する自由、これは法律の定むる手続によらなければ侵害されない、この原則があります。この原則に従つておるかどうか、これを直ちに調査する、而して調査の結果、法規に違反する場合に直ぐその自由を回復する、これが目的なのであります。この憲法第三十四條後段の規定に従ひまして、何人が如何にして調査を要求するか。如何にして公開の法廷に本人を出席させるか。如何にして拘禁の理由を拘禁者に示せるか。その調査の結果、拘禁理由がある場合、理由なき場合、如何に本人を処置するか。これらの手続を内容としたのが人身保護法であります。でありますから、私はこの人身保護法制定の必要なること、この人身保護法がなければ、折角の憲法第三十四條後段の規定は、これは動きません。活動に入ります。新憲法は三十四條後段の規定によりまして、果してその自由の拘束が

く言うを要しないだろうと私は考えております。これは人身保護法立法の理由として私が考えておるところであります。この自由の保障、これは新憲法に何も新しいことではない。明治憲法は明文を以て臣民の自由を保障してあります。これは明治憲法第二十三條に、法律によらずして何人も逮捕監禁せられない、逮捕監禁せらるることなし、この明瞭に書いてあります。ところが、各位御承知の通り、この憲法下において人権蹂躪の声をしばしば聞いたのであります。或いは令状なくして拘禁され、或いは同行といひ、或いは任意出頭といひ、警察に連れて行かれて、そうして犯罪捜査の時間を作つておる。こういうふうに入権蹂躪の音が絶たなかつたのであります。これは何故でありました。つまり憲法が臣民の自由を保障して置きながら、これを實行に移す。この保障を実現する、この方法を欠いていたがためであります。つまり憲法は法律によらずして逮捕監禁せらるることなしと規定して置きながら、例えば捜査の段階において果してそれが法律によつておるかどうか、これを調査する方法がなかつたのであります。でありますから、或いは行政執行法を濫用し、或いは警察犯犯罰令、これを濫用いたしまして拘留処分し、或いは保護を名として拘束する。刑事事件について申しますれば、その事件について公正な裁判をする、これが一年掛かるか二年掛かるか分らない。その間その不法な拘禁の状態が継続せられる、こういう状態にあつたのであります。新憲法は三十四條後段の規定によりまして、果してその自由の拘束が

九

法律に従つておるかどうか、これを直ちに調査する、調査を要求する、この途を開いたのではありません。でありますから、今日拘禁される、今日警察へ連れて行かれる、その次の瞬間に如何なる法律の規定によつておるか、これが調査を求むることができるのであります。でありますから、人身保護法が制定されました際には、憲法三十四條後段の規定とこの人身保護法、これと相俟つて國民の自由の保護は我々の首肯し得る範圍において完全の域に達したと言ひ得るのであります。如何にこの人身保護法制定の必要あるかはこれで明らかだと思ふのであります。

これは憲法三十四條後段の規定、英國の人身保護法、リット・オブ・ヘビース・コーパスですが、この人身保護法と人身保護法、これを模範としたことは、その字句を比較いたしまして極めて明瞭であります。イギリスにおきましては、この人身保護法、これと人身保護法、これは一六七九年と一八一六年、この二つの法律がありますが、これによつて國民の自由は完全に保護されつておるのであります。一六七九年の法律は、これは刑事事件又は刑事被疑事件、これによつて自由が奪われた、自由が拘束された、この場合の救済規定であります。一八一六年の法律、これは刑事事件以外で國民の自由が奪われた場合、この場合についての救済方法を規定したのが一八一六年の法律であります。この人身保護法、これは國民の記憶にない時代、我が國の神代から、國民が持つてゐる権利なりと言つておられます。イギリスにおいては……と、ところがその権

利を國民が持つてゐる、その令狀を出させる権利を國民は持つてゐる。ところがなくなつてはならない裁判官が義務に違背してこれを出さない。命令が出て、實際拘束されている監獄官吏、そういう者が命令に應じない。それで國民が非常に困るからこの法律を作つたのだと言つておられます。一六七九年の法律に……その人身保護法といふのは裁判所が拘束者に命令をいたしまして、その本人を裁判所に出頭させ、連れて來させ、而して何故に拘禁したかその理由について答弁をさせる。この二つを含んでおります。これを憲法三十四條後段の規定に當嵌めまして、「要求があれば、直ちに」と書いてあります。その次にこの人身保護令狀、つまり拘禁者に対して命令をして本人を連れて來させる、公開の法廷に本人を出席させる。併しながらその拘禁の理由について理由を示させる。これは憲法にありますが、でありますから、その間にこのイギリスの人身保護令狀、これを加えるとイギリスの手續とそつくり同じになるのであります。でありますから、さういふ点から考えてもこの憲法三十四條後段の規定といふのがイギリスの、これはアメリカにも受給がれておりますが、イギリスの人身保護令狀と人身保護法、これを、そつくり写したものである、こういうことは極めて明瞭であります。甚だ簡單であります、これが私はこの人身保護法制定、これを必要とする、これは問題の余地がない、こういう考えでおります理由であります。

尙この機会に一言申上げて置きたい。これは人身保護法第三條を拜見いたしますと、この憲法第三十四條

後段の規定の救済、これを地方裁判所と高等裁判所の管轄に属せしめてあるのではありません。憲法第九十九條は天皇、攝政、國務大臣、國會議員、裁判官その他公務員これらすべてが憲法を尊重し、これを擁護しなくてはならない、こういう規定があります。でありますから何人といへども、憲法の原則に違反することはできない。何人といへども法律によらずして人に拘束を加えることができない、自由を奪ふことはできません。政府といへどもこの原則には反することはできない。でありますから憲法第三十四條後段の規定による救済は政府を相手としてもこれを與へなくてはならないのであります。

言葉を換へますと、裁判所は時に政府を監督する、政府が專横なことをするとこれを押える、政府に対して、時に公開の法廷にその本人を連れて來させて、何故に拘束しておるか、これを政府に対して、政府の役人に対して命令することがあるのであります。而してこれが最も主たる目的の一つだと思ふのであります。つまり司法権を以て行政権を監督する、こういう重要な作用を営むのであります。この人身保護法制定の趣意には裁判所が……又この憲法三十四條後段の救済は、我が過去数年間の中に経験したような、時の権勢の地位にある者、こういう者に対して命令を下さなくてはならないかも知れないのであります。これは下級裁判所の者には、時に手に負えないことがあるかも知れない。又この憲法三十四條後段人身保護法が與えるところの救済、これは國民の自由に関する最も貴重なる権利の一つである。國民の自由に関することが取扱は迅

速に又嚴重にしなければなりません。又この保護の請求は濫用を慎まなくてはならない。でありますからこの取扱いは非常で嚴格でなくてはなりません。これらのことを考えますと、これを下級裁判所の管轄に属せしめるといふことは、私は相當ではないと考えるのであります。現にイギリスにおきましては、この人身保護令狀の管轄、これは非常に地位の高い裁判所の管轄にいたしております。これはもう少し具體的に申しますと、高等裁判所の中のキングス・ベンデヴィジョン、これであるのであります。これはイギリスの裁判所の制度の上で非常に高い地位を占めております。この人身保護法を固りまして二つの考えがあるように心得られます。それは、この救済は非常に手輕に與へなくてはならない。誰にでも直ぐ與へられる。交番にでも飛込めばよい、そういうような考えであります。この考えによりまして、これは最下級の裁判所に属せなくてはならない、こういう議論であります。もう一つは、これに反対しまして、それは事柄が重大である、鄭重に扱わなくてはならないのであるから最高裁判所の管轄に属せろという主張であります。その手輕な安直な誰にでも要求ができるものにしてという主張は、例え九州とか、北海道、こういう所で拘禁される、それが一々東京まで來て最高裁判所の救済を求め、これでは時間の点からいつても、費用の点からいつても、労力の点からいつてもその煩に堪えない、こういう議論であります。併しながら如何に迅速に自由の救済を與へなくてはいいか、こゝにいまして、一日、二日を争うものではあります

せん。從來一年、二年自由が拘束されたものが半年で自由を回復するならば、昔に優つて、なきに優るであらうと思ふのであります。でありますから、私はこれを非常に手輕なものにいたしません。これは國民の自由は如何なる場合に訴えれば、國民の自由は如何なる場合に訴えたいのであります。この二つの考え方がありますから、この点につきましてこの法律制定について國会において深甚なる御考慮を拂つて頂きたいと私は考えるのであります。

このくらいにいたしまして、私はこの法案が一日も速かに兩院において可決されることを心から祈つておる次第であります。

○委員長(伊藤修善) 公述人に対する質疑は後に一括してこれを許可することにいたします。次に中村宗雄君。○中村宗雄君 一昨年八月に臨時法制調査會、新憲法に即應すべき十六法案要綱を作つたのであります。その中の一つに人身保護法案要綱がござりました。爾來二年を経過しております。その間只今お話になりました小林氏などが非常な御努力になりました。漸次実を結びまして、いよいよ國会上程せらるる機運になりましたことは誠に御慶のことと存する次第であります。而してこの人身保護法案は、憲法の附屬法規として、憲法の定めるところの原則を實現する、欠くべからざる法律である。又これが英米法に特有なる制度でありまして、大陸法並びにその系統を引くところの日本法には從來ない制度であります。これは是非施行しなければならぬという点につきましては

只今小林氏が述べた通りになりました。行く。この流れに沿つてこの人身保護最高裁判所の規則制定権……これは特下にある。司法権が一番下屬しており裁判所の判事には民衆のバックはな

只今小林氏が述べた通りになりましたので、今更これに蛇足を加うる何ものもないと私は考へております。私といふは、この法案に對する私の意見の一端を申し上げるその前提といひまして、なぜこの人身保護法案、つまりこの元でありますヘビース・コーパス・アクト、只今小林先生の仰せられた一六七九年及び一八一六年法定められたこのヘビース・コーパス・アクトが、なぜ英米においてこういう制度ができたか。又なぜこれが大陸法にこういう制度が今までになつてきたか。この点について結論だけを申し上げてみたい。というのはこの二点を明らかにすることが日本においてこの制度を如何なる形態においてこれを日本に移し植へべきかという基本的な問題がここに潜んでおるからだというわけでありませう。

英米法の沿革なぞをここで申上ぐべき筋合ではございせんが、ただ私は結論として申し上げますならば、まあこの制度は英法にその端を発してありますが、英國においてなぜこういう制度ができたか。これは英國の……まあ米國でも同じであります、廣い意味の司法制度、裁判制度、これが二元的な構想を持つてゐる。或いはコンモン・ローとエグゼクティブ、或いは國會と國王といふ二つの形がこれが法制史家、英米法學者によつて言われておりますが、これは何も裁判制度のみに限つたものではないと考へますが、只今裁判制度のみに問題を限定して考へた場合に、英米法の裁判制度は二元的な構想を持つてゐる。そこにおいて相互においてチェック・アンド・バランス、抑制と均衡の理論によつてこの制度が発達して

行く。この流れに沿つてこの人身保護法ができ上つて來た。この点は議會の法令審査權、又は最高裁判所の規則制定權なども、これはいづれも英米法特有の制度であります、同じくこういうところに端を発すると思つてゐる。つまり、この人身保護令狀でありませう、ヘビース・コーパス・アクト、これは最初は國王裁判所が下級裁判所から被告人を喚び出だすところの制度としてできた。この制度が逆に人身保護のための制度としてこれが轉換した。本質的轉換を遂げた。これが經過をば英米法の法制史家はコンモン・ロー及びコンモン・ロー・コードの普通法及び普通法裁判の発達史として述べておりますが、この裁判制度の中に二元的な二つの要素が相對立して、均衡と抑制の關係を以て時代に即した司法制度ができ上つた。これがこの人身保護令狀を生んだ一つの理由であらうと思つてゐます。

と同時に、これは規則制定權及び法令審査權に相當するものであります。英米におけるこの司法權優越の制度であり、機構であると思つてゐる。程簡單に述べた通りでございます。英米の裁判所は確かに法費一元という制度を通じて、民衆をバックとしておる。その民衆をバックとしておる力と、この人身保護令狀に強力な力とを與えた原因が潜むように思つてゐます。これらは大問題でありまして、只今學者といふたされましては、只今私の申上げたことについて御異論もあることと思ひますが、私はこの二つの要因が英米において人身保護令

最高裁判所の規則制定權……これは特にアメリカであります、それから法令審査權などというものを生んだ理由であると思つておりますが、さてこれが大陸に参りますと、この制度を生むべき要因が欠けておると思ひます。というのは、大陸においては、法治國家機構によつて、三權分立してございませう、この三權が比較的にいふならば、異つた段階において組上げられておりました、そうしてその全部を束ねるものが君主の大權でありまして、司法と行政、或いは司法部内におけるチェック・アンド・バランスという問題が起らない。すべて問題が起れば、結局においてそれは事實問題として解決してゆく。これが行政國家の特長でありまして、或る者は政治國家といふが、実は昔の專制形態が残つてゐるのが行政國家の特質でありまして、君主の大權、これをバックとする行政權、これに使

が優越してございまして、司法權といふものは結局において、その君主の大權に對する一つの走狗に過ぎない。こういうところでの司法權と行政權、或いは司法部内における他の裁判系統との間にチェック・アンド・バランスという問題は起らない。司法系統は一元化してございませう。二元的になつておるからして、今ここで申上げる人身保護令狀のごとく、一つの裁判所が他の裁判所に出すという制度がない。と同時に司法權は要するに君主の大權の走狗に過ぎない。私は明治憲法の下における日本の國家制度、司法制度を評して、いわゆる天皇の裁判と、こう私は評して論文を書いたことがありますが、結局において司法權が一番三權の下にある。司法權が一番下屬してございませう。でありますから、こういう裁判所が法令審査權を持ち、又規則制定權を持つ必要がない。こういう行政國家の機構がそのまま日本の國家機構となつてございませう、今度の新憲法によつて日本の國家機構が根本的に改革せられたわけでありませう、併し實際國家を構成してございませうの官吏諸君は從來の「人」であります。制度は畢竟するに人にあります。如何に憲法が改まり、如何に法律が改まつても、やはりその人が違わなければ昔の少くとも匂いが残る。その匂いが残るといふことは、つまり新しい法令を作るときに考へなくちやない。と同時に元來日本が大陸系統の國家機構でありまして、それが各方面に残つておるから英米法のその制度をばそのまま日本に移し植へることはできないといふことを私は言いたいのであります。

その一つとして、日本においては司法權優越の傳統もなければ制度もなかつた。ところが、この規則制定權なり、或いはこの人身保護法、こういう制度を布くのは、この司法權優越という制度が先ず第一になる。アメリカにおいては、この司法權優越制が殊に英國よりも顯著のように思ひますが、これは逆に立法權優越制というものをばアメリカ國民は非常にこれを嫌つておる。これは植民地時代における本國の立法に對する反感もあるものでありませうが、その反感が手傳つて司法權優越制といふところの傳統がある。又その司法權、法費一元という制度を通じて民衆のバックを得る。ところが日本の裁判所といふものはこれは從來も在野法曹と在朝法曹と分れて、

裁判所の判事には民衆のバックはない。一つの官僚機構を構造してございませう。この官僚機構を打倒して行く。要するに如何なる……例えば人身保護法で申しますと、この保護法の法律を設けても、これが果して民衆保護の機能を正しく挙げ得るかどうか、即ち裁判所に對する私は一種の不信の意をここに表明しなければならぬ。即ちこの制度は是非必要なのだから、裁判所をばそれを信用できないといふ建前でこの人身保護法を制定しなければならぬ。これはならないのじやないかと思ひます。

それらを総論といたしまして、少し各論に入つて見ますと、この法案を先ず私は拜見いたしてございませう、最初の要綱時代からずつと拜見いたしてございまして、この法案を拜見いたしまして、先ず第一に印象を受けますことは、果してこの法案は十分に人身保護即ち機能發揮せしめる意圖を以て、如何なる細かい事件でもこれを取上げ、十分にこの人身保護に盡されておるかどうかをば調査すべき機構として設ける意識があつたかどうか。即ち言葉を換へていへば、これはどうせこういう法案を設けるが、多くの場合には請求理由なしで却下する、棄却する、或るべく、少くとも成るべくこういう人身保護請求をば手続その他について、これをば制限するといふような意圖があるのではないかと……ふうに私は考へられるのであります。それは各方面に私はそれを見られるのであります。例えば第一條の「法律上正当な手續によらないで、身体を拘束されている者」と書いてあります。併しなから明治憲法下において、この拘

留の更新、或いはたらい廻しなどが行われた、あれはいずれも正当な手續によつてやつておる。今後においても今度の刑事訴訟法もいづ／＼保釈の案、その他を今度の草案に書いてあるようであります、併しながらこれも詳しく申上げませんが、私に言わしむるならば、或る程度の骨抜きになつておつて、今度の刑訴法においても、裁判所に対して、いわゆる保釈するの義務と

る。却下された場合には上訴すること  
もできる。又アメリカの或る州におい  
ては人身保護請求があつた場合には  
これを上訴陪審に當るような陪審に付  
する制度もある。どうも今までの裁判  
官の裁判の態度からいいますと、どう  
もこれらの條文が武器となつて人身保  
護請求がとかく玄關拂いを食う率が多  
いのじゃないかということも考えられ  
る。

い。英法においては、これは小林先生の独壇場であります。私は英法の方には余りよく存じないのでありますが、休暇中、その他不当に人身保護請求を拒んだ判事に対しては、被害者からベナル・アクション即ち罰金請求訴訟を許しておる。これは一種の國家賠償に似た面白い制度と思つておりますが、何もこれをもそのまま日本に持つて来いというのではありませんが、正当

考えてやる必要がないか。どうも法案それ自身が骨抜きになるようなことになる法案の作り方じゃないかというように考えられる。

次は規則制定権であります、その關係であります、この規則制定権については、第二十條に最高裁判所は、請求、審問、裁判その他の手續について、必要な規則を定めることができ、これは御尤ものことであります。

所に多く與へても大なる弊害を伴わな  
い。併しそれも過渡期においては、例  
えば最高裁判所の規則制定は連邦法律  
に違反してはならんのか、或いはそのの  
規則を制定してもその次の議会に提出  
せよとか、或いは規則を制定したこと  
と矛盾するところの法律ができたらし  
の法律の方が優先するといふような、  
いろいろなチエックも起きましたが、  
その辺が英米法の特有なチエック・エ

いうものが明確になつておらん、そう  
なると、この人身保護法によつて問題  
となるのは、多くは刑事事件でありま  
すが、その刑事事件の多くは、この多  
くの場合において、従来の官僚裁判所  
の裁判官の筆法を以てすれば、多くは  
正当の手続によつてやつておるのだと  
いう結論が出て来はしないか。この第  
一條のごときも、もう少し書きようが  
あるのじやないかと私は考えておりま  
す。これが一点。

又上訴に關する規定が誠に少いのであります。惟か第十八條一項のみでありますが、この只今小林先生がすべて人身保護請求は最高裁判所に集中すべきであるという御意見に承つたのであります。この上訴制度をはつきりさせて置けば、第一審の高等裁判所の裁判が妥当でないと思へば、必ず最高裁判所の方に持つて行けるようになる。これは私は全部を最高裁判所に第一審及び終審として最高裁判所の権

これらのを綜合して考へる場合、どうもこの法案の起草者が意識的とは私は思ひません。無意識的かも知れませんが從來の官僚法曹の意識を以て、成るべく保護請求の道を狭くするという考へ方があるのじやないか、というのは、これも從來のその官僚法曹の傳統であるが、異例であるところの、いわゆる特殊の場合、不公平不当な場合これを取つて全体を律しようとする、例え

この法案全体を見まして、誠に手続を進行する規定が足りない、又他の民事訴訟法なり刑事訴訟法なりの準用規定が殆んどない。いわば第二十一條ですが、この中にないことは悉く最高裁判所の規則によつて制定することになるのである。これは私は甚だ範圍が廣過ぎるように思う。この規則制定權については多々述べたいことがあるのであります。正しく現在各方面に言われぬように、英米においては、裁判所の

次他の國において、妥當な程度においてこの規則制定権は拡大している。ところが、日本の裁判所において果してこの民衆のバック・アップを受けているか。受けておらん。法曹二元化によつて弁護士と裁判所が一体化していつてゐるか。しておらん。然らば何によつてゐるか。民間と遊離したところの官僚法曹によつて裁判所は構造されている。そういうものが規則を制定



しては何通でも人身保護の請求はでき  
れた場合に、異議の申立ての規定がな  
も、こゝういう者に対して相当の方法を  
う制度が規則制定権というものを裁判  
ことは、これは重大な問題である。私

はこの規則制定権を通じて、及び法令  
審査権を通じて、司法ファッショの傾  
向が起ることが絶無と言ひ切れない  
と、私は秘かに思ふ場合もあるのだ  
ります。私はこの規則制定権を二十條  
に一項を置いて、あと細かい規定を置  
かないといふことに對しては、私は重  
大なる議論があるであります。

結論としては、尙十分運用文を  
増加し、更に詳細なる規定を置いて、  
規則制定権の範囲を限定する必要があ  
るといふふうに私は考へるのでありま  
す。と同時に、日本の裁判所に対する  
一つの牽制としては、陪審制度は私は  
刑事のみならず民事においても施行す  
る必要があると考へるのであります  
が、これはいふ／＼差障りがありまし  
よう。だが、現在可能なる方法として  
は、私はこゝういふ人身保護を拒絶せら  
れた場合のごときについては、異議申  
立機関を設ける。この異議には裁判所  
のみならず民間法曹その他を加えた一  
つの申立機関を設けることが、私は最  
も妥當ではないか。陪審とまで行かん  
でも、その程度ならば内外各方面の差  
障りもなくできるのではないか。実は私  
二年前の「司法制度の民主化」という論  
文において、その点を強調したのであ  
りますが、この人身保護法においても  
異議申立機関の必要がある。その異議  
申立機関も、職能裁判官に委して置く  
たのでは意義をなさず、職能裁判官以  
外の者を加えたものによつて判断する  
異議申立機関が必要なのではないかと私  
は考へられます。

向總論的に申しますと、いふ／＼あ  
ります。條文として技術的修正の面が  
沢山あるようですが、時間もな  
いようでありますから、最後に一、二

氣の付きました法案の各條について、  
簡単に申し上げたいと思ひます。

先ず第一に、この人身保護請求権者  
であります。第一條に「何人も」とあり  
ます。これは日本國憲法の三十四條を  
見ますと「何人」といふのは、結局にお  
いて權利自由を侵害された人といふ  
うに思ひますが、英文の原案を見ます  
と、無關係者もやはりこの請求ができ  
るような意味にも解し得るのでありま  
す。併しながら純然たる他人が人身保  
護を請求し得ることは妥當なりや否や  
問題と思ひます。これらこそ最高裁判  
所規則でその点の規定をして然るべき  
かと思ひますが、ただ附加して頂きた  
いのは、第一條に最高裁判所が職權を  
以て令狀の人身保護手続を開始し得る  
という制度が必要なんじやないか。英  
法における職權を以て人身保護令狀を  
發布するといふその制度を、どこかこ  
の辺に入れる必要があるのではないかと  
思ひます。次の請求の事由といひし  
まして、第一條に「法律上正当な手続  
によらないで」とありますが、これは  
先程申した通り、殆んど今迄の刑事事  
件においては、いづれも正当なる手続  
によつておると、強弁すれば言い得な  
いことではない。ですから、これは憲法  
の方には「正当な理由」といふ言葉があ  
りますから、私はこゝういふふうにした  
らどうかという案を持つております。

「法律上正当な手続によらないか若し  
くはその拘束が正当の理由を欠くとき  
は」といふような一項を附加すれば、  
憲法の條文ともそぐいますし、例えば  
保釈しないで長く拘留しておつたとい  
うような場合も保護請求の理由に入る  
んじやないかといふふうに思ひます。  
この辺も一つ御高見を願ひたいかと思  
ひであります。

それから次に審査の段階であります  
が、先程申し上げました通り、三段階に  
分れております。私はこの三段階は少  
し多過ぎると思ひます。時間もござい  
ませんから結論を申し上げますが、第一  
段階の第五條によりますと、「その  
要件又は必要な説明を欠いているとき  
は、決定をもつてこれを却下すること  
ができる」とあります。拘禁されてお  
る者が説明しようとしても、できない  
場合もあり得る。ですから、これは英  
米法においても認められておるよう  
に、自己の陳述として宣誓口述書でも  
利用し、宣誓口述書が附いておればよ  
ろしいといふふうにもして、この第  
一段階の却下は單なる純然たる手続上  
の問題に限定する必要があるのではな  
いか。そうすれば、民訴の例を以て、請  
求却下とせず、請求不條理とでもして  
置いた方が、輕い意味でないか。そう  
すれば何通でも形式を整えて請求でき  
るわけでありませう。この第一段を余り  
重からしめないように、極めて限定す  
るよう規定を設ける必要があるんじ  
やないか。第二段の第九條であります  
が、「準備調査の結果、請求の理由のな  
いことが明白なときは、裁判所は審問  
手続を経ずに、決定をもつて請求を棄  
却する。」「この「棄却する」といふのは  
我々の法律家の方で言ひますと、いわ  
ゆる既判力を生ずるとする。これは規  
定だから既判力を生じないといふよう  
な逃げ口上もありましようが、この場  
合は請求却下として、ここで却下され  
ても何通でも同じ請求ができるという  
ことを明らかにする必要があるんじや  
ないか。そういたしますと、第一段を  
輕くしますと、ここに一々それじや被

拘束者をその度／＼に呼び出さなけれ  
ば大変だぞといふ論もあるものでありま  
すが、これは法文の整理によつて必ず  
しも被拘束者を呼び出さないで、準備  
手続をなし得るとしたならば、それで  
足りるんじやないかと思ひます。

次は上訴であります。上訴は十八  
條だけでは誠に簡單であります。上  
訴権者が誰であるか、拘束者の方でも  
上訴出来るが、私は拘束者の方が釈放  
を命ぜられて上訴出来ないといふ方  
が、英米法の例に倣う方がよいと思ひ  
ます。又、假釈放の關係について相当  
若干の規定を設ける必要があるのでは  
ないかと私は考へます。

それから罰則であります。第十條  
の二項は、拘束者に対しては、指定の  
期日に被拘束者を出頭させ、答弁書を  
出させる。これをしないといふ十五條に  
つてその拘束者を勾引して命令に服す  
るまで勾留する。五百圓の罰金に処す  
る。これは拘束者が被拘束者を出頭さ  
せない場合この罰則は結構だと思ひま  
す。答弁書を出さないのに勾留という  
ことはないと私は思ふ。この辺は罰則  
の濫用のように思ひます。のみならず、  
條文の体裁としても十條三項と十五條  
がダブつてゐるのでありまして、この  
辺は相當整理する必要があるのではな  
いかと思ひます。尚條文の技術的な問  
題としては、十條の一項では拘束者を  
召喚するのとあります。これは拘束者に  
場合によつては、裁判所の許可によつ  
て代理人の出頭をせしめていいという  
ようにする必要があるのではないかと  
考へられます。もとより、これも最高  
裁判所の規則に委せるといふのなら結  
構であります。

救済であります。これは英米法でも  
；判事に対して罰金を被害者の懐へ  
呉れるようなことは敗戦日本において  
は直ちに実行出来ない。職業判事を  
加えて異議申立ての機關を設けて見る  
のも一つの方法であります。

最後に、人身保護法の請求のあつた  
釈放は再び同一理由によつて拘束され  
ないといふことをここにに入れて置く必  
要があるのではないか。これも法律職  
業家の既判力で処理すれば当然のこと  
いふかも知れませんが、そういうこと  
はこゝにはつきり語つて、この法律の  
意圖するところを明瞭にさせる必要が  
あるのではないか。

向いろ／＼申しますればございま  
す。が、全体としてこの法案は第二十條の  
最高裁判所の規則制定権に頼る率が余  
り多いように思ふ。少くとも審理手続  
については民事訴訟法でもよろしくご  
ざいます。尚勾留その他の件について  
は刑事訴訟法の規定内容と並んで相当  
この條文内容を豊富ならしめる必要が  
あるのではないかとこゝうに思われ  
ます。一、二分時間を超過して恐縮で  
ありますが、結論は人身保護法が日本  
に初めてできるのでありますから、こ  
の制度を利用して、いふ／＼不當な請  
求があるかも知れない、それは敢えて  
耐え忍んでやる必要がある。ともかく  
余り最初に用心して、或るべく玄關拂  
いをするような條文は、これは現在の  
の法曹界がやはりこの條文を援うので  
あるから、國會といたされましては成  
るべくこの人身保護請求の開口が廣く  
なるような法律をお作りになりまし  
て、それで漸次引締めて行くのがいい  
のではないか。初めから門戸を狭くす  
るような法文の作り方は考へものであ

るということを申し上げまして、本日基  
だに到着した話を申し上げましたが、述べ  
させて戴きましたことを厚く御礼を申  
上げます。

○委員(伊藤修吉) 海野吉吉君。

○公達人(海野吉吉) 只今御紹介を  
預りました私が海野でございませう。私  
は自由人権協会の理事長をしておりま  
して、先般当院の本法案提出者の御一  
人でありました伊藤議員より御案内を受  
けまして、人身保護法案に対して自由  
人権協会の意見はどうであるかとい  
うお尋ねがありましたので、本日自由人  
権協会を代表いたしましていささか意  
見を述べさせていただきますと存する次第  
であります。

只今小林、中村御両君から人身保護  
法案の母法について又その経過につい  
て、更に中村君より本法案についての  
希望御意見等がございましたので、  
もう申し上げたいことは殆んど盡きてお  
るというふうに考えます。私が申し上げ  
たいと存じましたこと以上にお話があ  
つた次第でありますから、その方面に  
ついては最早私は蛇足を加える必要が  
ないと思存しますが、現在我が國におい  
ては、人身保護法案を必要とするよう  
な状況にあるかどうかというところを  
論議をいたして参りました私として申上  
げて見たいと思存するのであります。

第一條に「法律上正当な手続によら  
ないで、身体を拘束されたりする者  
は」と書いてありますが、一体法律  
上正当な手続によらないで身体を自由  
を拘束するようないことが、現在日本の  
この敗戦後において著しい変革をした  
世の中に行われておるかどうかとい  
うことについて、多少お疑いがあるの  
ではないか、かかる法律があるのは誠に

結構だけれども、実際に行われるよう  
な、これを適用するようない場合は余り  
ないのではないかとしようないお考え  
の方がいいと思存するのです。と  
ころが、私はそうではない。この非常な  
変革が行われた現在におきまして  
も、この法案を適用しなければなら  
ないことがしばしばある。そういう点に  
ついては一般世の人々には見逃がし  
ておることが可なり多いのではない  
かというふうに考えられるのでありま  
す。先般中村君からお話があったま  
したように法律上正当な手続によつて拘  
束されたものでなければ、やはり釈放  
の請求ができるのだというお話があつ  
たのであります。私もその点につい  
ては全く同意であります。究極、議論を  
して行けば法律上正当な手続によらな  
いということに帰着するものでありま  
すけれども、只今申し上げましたように  
正当な法律で以て拘束されるにあらず  
れば拘束される理由はないのだとい  
うことを考えて見ますと、現に行われ  
ております強制処分の方法、これも一應  
法律上許された手続である。併し  
根本を考へて見ますと、証拠を失な  
ないために我々を物と同じに扱つた。ま  
だ公訴が提起されていらないのに先だ  
つて訴訟法の手続の一つとして、私共を  
物と同様に証拠保全の目的物にする  
というところは一体正当な手続であるか  
どうか。現在行われておる刑事訴訟法、  
これから行われようとしておる刑事訴  
訟法において平氣でございませう。振返  
つて考えて見ますと、大正十三年以前  
にはこういう手続はなかつた。改悪さ  
れて私共が証拠保全の目的になつて、  
物と同様に扱われるという結果になつ

のてしまつた。一体私共が未決勾留を  
されるというところは、これは手続法上  
の結果ではないと思存する。実体法上の結果  
だと考えます。私共を懲役何年、禁錮  
何ヶ月に処するということと同一結果  
を持ち来す場合である。これは單なる  
手続法の問題でなくして、刑法なりそ  
の他の実体法によつて初めて私共がそ  
れを犯した時分に、懲役にされ禁錮に  
されるのが当り前なんだ。それを訴訟  
手続が進行して行く間に、それと同一  
結果を招来するようない手続を決めると  
いうことが果して正当であるかどうか  
というところが、もう一遍考へられて見  
なければならぬと思存するのでありま  
す。大正十三年以来こういうことが平  
氣で行われて来た。訴訟手続が起らな  
い、まだ検事が起訴しない前に私共を  
勾留処分にしてしまうということが果  
して法の正当な理由になるかどうかと  
いうことを繰返して考へて見なければ  
ならぬと思存するのであります。これら  
も本法によつて争われる一つとして考  
えられなければならぬ。

更に又現に起つたつある問題とい  
まして、親告罪であるとか、請求罪  
であるとかというようない場合に  
て、例えば名誉毀損その他告訴を待  
つて論ずる罪、告訴がなければ訴えを起  
すことができない。如何に犯罪の事実  
がここに轉がらなかつたにいたしまし  
ても、検事は被害者なりその他法律で  
定められた者から訴えを起して呉れ  
ないこと、請求のない場合において  
は、訴えを起すことができない。犯罪  
が刑法その他の法律によつて定められ  
ておるものが相当に派山ございませ  
う。訴えを起すことができない場合に  
おいて、果して訴えの手続の一つである仮  
に強制処分が許された場合と雖も、  
一体強制処分ができるかどうかとい  
う問題が更に考へられなければならない  
と思存するのであります。現に最近に  
おきまして、金澤において全財の人々  
が、非現業の官吏であるから、争議権  
がないんだ、然るに就業時間中にお  
いて争議に類する行為をしたからとい  
うので、これは労働法によつて犯罪にな  
るんだ、そこで治安を維持する意味に  
おいて檢察当局においてはこれを逮捕  
した、私共は中央労働委員といたしま  
して先般法務廳、労働省、中央労働委  
員会と三者協議が行われました時分  
に、法務廳側のこれに対する釈明を聞  
いたのであります。少し行き過ぎで  
はあるけれども違法の手続ではない、  
こういう弁明を聞いたのであります。  
た。私はもう一遍考へて御覧になるこ  
との方がいいのじゃないか。一体強制  
処分そのものについても先程私共が申  
上げますように、私共も実体法上の  
結果によつて処分すると同様のことが  
手続上においてできるかどうかとい  
うことがすでに疑問であるのだ。訴えが  
起らない前に訴えが判決を受けてしま  
つたと同じ結果を齎すようなことが正  
当であるかどうかというところにつ  
きり労働法によつて決められてお  
る。それなのに拘わらず石川縣の労働  
委員会からまだ請求のないのに拘わ  
らず、直ちに逮捕したというようない  
ことは明らかに私はこの法律上正当な手  
続によらないといふ場合にも該當いた  
すと思存するのであります。こゝを考へ  
て見ますと、この労働交渉の非常な激  
しい場合に、或いは労働者側においても  
踏み外す場合があるかも知れませんけ  
れども、又取締る方面におきまして

おるといふことが、何ら不思議もなく  
皆國民がこれに承服しておるといふこ  
とについて私は甚だしい疑いを持つ。  
一体こういう法律が正当な法律である  
かどうかといふことについては、いわ  
ゆる法律審査権ある最高裁判所にお  
いて審査すべきであらうと私は考へ  
る。これも先程来ここで中村君から  
話がありましたように、一体一般大衆  
にバックのない官僚裁判で組織され  
ておるといふ場合においてどうい  
う審査が行われておるかどうかとい  
うに類らない。法曹一元化と言つて  
ますけれども、決してその実態は上つ  
ていない。結局こういう有様であつた  
らば、人身保護法案によつてこうい  
うことを固く守つて行くという必要が派  
山に生じて来ておると思存するのであ  
ります。

繰返して申し上げますけれども、親告  
罪とか、請求罪、例えば先程申し上げ  
ますような全財の人々が仮に非現業の官  
吏であるから争議権がない。これをや  
つた、かかる場合に犯罪が成立する。  
併し労働委員会の請求がなければこれ  
を論ずることができないんだ、起訴す  
ることができないんだといふことは  
つきり労働法によつて決められてお  
る。それなのに拘わらず石川縣の労働  
委員会からまだ請求のないのに拘わ  
らず、直ちに逮捕したというようない  
ことは明らかに私はこの法律上正当な手  
続によらないといふ場合にも該當いた  
すと思存するのであります。こゝを考へ  
て見ますと、この労働交渉の非常な激  
しい場合に、或いは労働者側においても  
踏み外す場合があるかも知れませんけ  
れども、又取締る方面におきまして

甚だしい行き過ぎができるのである。  
る方のお話でありました。私は學術  
社会正義の反響を感ずるのでありま  
いふことすら分らないのでありまし  
或いはそういう口実の下に自分の職務

はないか、かかる法律があるのは誠に

物と同様に扱われるという結果になつ

て、果して訴えの手續の一つである仮

えの起らない前に一休平氣で行われて

れども、又取締る方面におきまして

甚だしい行き過ぎができるのである。現にいろ／＼の方面において労働問題については紛争を惹起しておるのであります。これらを正当に解決するといひましたは、やはり本案によりましてこれが実現されて初めて正当にこういふものが解決されて行くことがあるんだということを私は痛感した次第であります。

本法案についてはいろ／＼の希望いたす事項がございますけれども、何としても早くこの法案を実現して、一刻も早く、少しでも誤れる手続によつて私共の自由を拘束されたる者を急遽救わなければならぬことが沢山にあるという意味におきまして、余り沢山の希望を申し上げることはここで差控へまして、私はただ一つお願いを致して置きたいと存じますことは、この人身保護法案によつて不当なる拘束をした者が、他の法律によらずしてこの法律によつて責任を取るべき事項を確定して置いて頂きたい。折角釈放をされましても、單に釈放しただけであつたんでは、繰返しかかる不当の拘束ということがないとも限りません。よつてこの法案自体によつて、他の法律によらずとも不当なる拘束をなしたものと確定した以上は、この法案自体に一條を加へまして責任を明らかにし、場合によつては処罰の規定を置いて頂く。これによつて初めて表裏一体をなしまして不当なる人身の拘束を避ける結果ができると思ふのであります。

以上私の愚見を申述べまして御参考の資に供したいと存じます。

○委員長(伊藤修君) 正木君  
○公議人(正木君) 只今までの方は學術経験者という両方兼ね備わられてお

る方のお話でありました。私は學術でなく、この経験者という点におきまして、弁護士及び丁度海野先生の下で人権擁護協会の方の評議員をしておる結果、今日お呼出しになつたのでありますからして、私は今までのように、先生方の理論的な方面はもう結構であります。経験の点から二、三御参考になるかどうか申上げたいと思ひます。

この法案はもとより賛成であります。但し今日まで人権と申しますと、この身体の自由というよりな方面が非常に重く考えられ、又非常に分り易くありました。併しなから身体の自由といふものの、その根本は我々の理性並びに正義の満足である。こういふふうで考へておるのであります。今日鉄道のストその他で乗つた汽車が二十四時間経つても着かないで、思わぬ田舎の停車場に閉じ込められるといふことも、結果から見ますと非常に不法の監禁、と申すことはどうか知りませんが、とにかく夜中に一定の場所より離れることができないという事態に往々遭遇しますけれども、これを人は余り不法監禁とは考えない。又身体の自由を拘束したとも考えないのは、これには理窟があるからである。とにかく我々を拘束するには他の事由があつたのだという、一種のそこに、正義とはつきり申すことができないかも知れないけれども、何らかの人間の精神の理性の活動があつたから我慢する、こういふふうで思つておるのである。こういふふうであります。これに反して何らの理由なきに拘わらず理性を無視して押さえるといふことになりまして、ここに初めて我々は非常にこの

社会正義の反撥を感ずるのであります。この人身保護法案が非常に貴重であるといふことは、甚だ非學術的な言葉かも知れませんが、これは人身の仮処分に対する……さつき海野先生が人間を物の扱いをしたと申しましたが、まあこれを簡単に分り易く申しますと、私の考へによりますと、仮処分に対しての異議の申立をするといふ点に非常に價值があると共に、この第一條の條文を讀みましても、不法と申しますか、不法といふことは先づ措きまして、とにかく拘束されていることに對しての假にこれを調べるという点が又非常に重要だと思ひるのであります。

今までの皆さんのお話を聞いておりますとこの拘束が専ら検察局、裁判所、警察といふようなことが目の前にちらついておりますけれども、これを非常に言葉通りで解釈しますと、例えば病院の中に病氣でない者を精神病と稱して監禁しておるというやうな場合が昔から非常に多くありました。大分今度には戸籍法等の変更によりまして、この財産争いが少くなるだらうと思ひますからして、或いはその点が前程ではなないと思ひますが、病院に精神病と稱して自分の邪魔になる者を金を使つて入れてしまつてゐる。これは一應合理的な手續によつてゐるであらうしようけれども、實際においては本當は大した病氣でない。入れてしまつた結果として病氣になつたのである。精神の異常を來してしまふやうなやう方をやつてゐる。こういふやうな場合にもこれが使へるのではないか。不法監禁の罪といふやうなものも現在の刑法にもありますけれども、不法であるかどうかといふことすら分らないのであります。て、病院の中に入つて行くことは到底できないのであります。こういう場合に若しこの法律が一應不法であると認めて調べるということができまうと、非常に助かる人があるのではないか。その点におきまして、この第一條も何とかしてそういう場合が入り得るやうにして頂きたい。そうでなければ在來の不法監禁と同じやうに手の著けようのない事件が起るのであります。この不法監禁らしいという場合に、一應これによつて不法であるかどうかといふやうなことを調べるやうにして頂きたい。それからそういう場合に本件を見ますと、弁護士が代理人でなければならぬやうであります。警察、検察局、裁判所等の関與しておる不法監禁に對しましては弁護士を是非附けなければならぬけれども、病院その他といふやうな場合には弁護士でなくともやり得るやうにした方がよいのではないか。弁護士といつてもやはりそう沢山も全國におりませんし、却つて弁護士でなければならぬといふやうなことになるやうと、折角のできた法律も適用され得るのが非常に制限されはしないか。これはむしろ人身保護法の精神に基いて裁判所その他そういうものを相手としないやうな病院のやうな場合には、友人でも誰でも一應こういふ審査を受けることが望ましいと思ひるのであります。

それからこの法律を実施する場合に直ちに考へられることは、判檢事が、殊に判事と申しません。警察及び檢事の方がこういふむずかしい法律ができたのであるからして、うつかり捕えることができないといふことになる。

或いはそういう口実の下に自分の職務を怠けるという結果が生じはしないかという心配が直ちに出来るのであります。その事實は経験者として是非常に多くありまして、私はそれを具体的に実は沢山知つております。もつと時間があれば細々と述べたい程あるのであります。旧憲法時代に如何に警察官の拷問その他が不問に付されたか、今日でもそういうことは勿論あります。私自身がいわゆる長倉事件という警察官の拷問致死事件を扱ひまして、これは検事も判事も一緒になつて鑑定を何遍も繰返しても、やはり他殺と出るに拘わらず、やはり無罪に従つておるというやうなことは、旧憲法時代から今日まで続いております。或る意味からは非常に人権を擁護しておる形に見えたのであります。でありますからこういふ口実が付きますと、官憲がこれをいいことにして、捕縛すべきを捕縛せず、起訴すべきを起訴せず、特に隠匿物資の摘発につきましては非常に手温いという噂が飛んでおるのであります。それ故に最近新聞にも出ておりましたやうに、檢事の起訴しないものに対しては審査をするとか、或いは民衆が告発してこれを起訴せしめるというやうな、別の法律を以て固く官憲の怠けることを監視する法律と共に一緒になつてのこの法律が生きて来るのではないかと思ひるのであります。

それにつきまして尙一言申し上げて置きたいのは、この告訴、告発というやうなものが、前の憲法時代におきまして、殊に告訴の場合においては私訴といふものによりまして、裁判の進行を見守ることができた。裁判の閉ける

度に立会い又その進行の模様を、調査をみずから取つてやる事ができたのでありますが、入権を尊重するという新らしい憲法になつてこの権利すら取つてしまつたのであります。そうして見ますと、この告訴、告訴というように裁判所の檢察、檢察当局の不足の部分で補つてこの正義の要求を抑えておるのであります。その他今日昔のまゝの裁判官が、戦争時代に東條の手先となりまして、國家總動員法の尻馬に乗つて得意になつて意氣揚々として、非常に國民の反戦を抑え付けて、日本からは反戦運動を全く閉ざしたところのこの人たちが今日でも尙残つておりました。僅かに学校で教えたとか、或いは文筆を執つたとかいふような人々が非常に審査を受けまして、追放になつておるのにも拘わらず、東條の下手人である……チンドン屋の方が追放になつたにも拘わらず、その下手人の方がのう／＼として、新らしい憲法の下に司法を、人権を司るといふようなことは木によつて魚を求むるといふ事か、非常に危惧の念に堪えないのであります。況んや最近のごとき、裁判官の俸給を一律に、檢察を含む行政官よりも上上げてしまふというふうな陰謀に至りましては甚だ怪しからん、さうなことは到底駄目である。無論私は裁判官の俸給が低いことを望む者ではない。高いことを望むのであります。高いのはそれだけの内容がなければならぬ。單に値段を高くして、俸給を高くすれば立派な人間になるというのには、ピースの値段を高くして決してよくなつたと同じように、人をだますのであります。

うな法律ができる場合は、これで以て國民が如何にも人権が保護されたと思ふような錯覚を抱き易いのであります。から、最も警戒すべきで、やはり刑事の追放を徹底的にやつて、殊に刑事の判事でありまして、やつて後にのみこの法案が生きて來ると思ふのであります。尙この自由心証主義といふやうなもの、旧憲法時代に外の自由は全部否定したにも拘わらず、裁判官に証憑を、條理を全く無視するところの自由を與えておつたのであります。今後は裁判官に對しても、裁判官に自由を與えるといふことは國民の自由がなくなるといふことになるのであります。から、この自由心証主義といふやうなものに對しても、合理に従つて、條理を尊ぶといふやうな條文を入れなければ、全く穴が開いて鼠がそこから逃げてしまふのであつて、こゝういふ立派なものも玉の盃の底のない、底抜けになると思ふのであります。況んや自由を認めないといふやうな……自由だけに犯罪を認めないといふやうなことになる。と、裁判官に科學的又論理的な、嚴正なるところの能力を假定しなければならぬのであります。若しも裁判官が科學的な判断力もなく、論理があやふやであつたならば、丁度小学生に微積分の問題を出すと、分らん、分らんといふやうなことになる。裁判官は少しむづかしい問題になりますと、証憑が十分であるとか、或いは証憑なし、一言にして如何なる何千枚の裁判の調書に對しても、裁判官は全記録を見ても証憑がない。証憑がないのではなくて、自分の能力において判断できない。論理のむづかしい證が自分に分らんといふことを、ただ証憑が分らん

といふやうなことで以て、いい加減にされる處があるものでありますからして、この追放と共に、裁判官の單なる六法全書的な能力でなく、この科學性論理性を一應検討し、況んや戦争時代にあの殘酷な裁判をやつて來た裁判官といふものは、精神に異常を呈しておる者も相當あるやうに見受けられます。檢察當局も又然り。人相からして非常に殺氣を帯びた人があるものでありますから、こゝういふ人に人権の保護をされておるといふことは、番犬に非ずして狂犬を飼つて置く、犬は犬であるけれども、狂犬であつて却つて喰ひ付かれるといふことを、學術的でなく經驗的にこれを感じておるのであります。

どうぞそつちの点を御観取の上、この法案を先づ通過させ、それに足りないとところは追つて完備されんことを希望する次第であります。

○委員長(伊藤修善) 次に宮内府。公議人(宮内府) 只今御紹介に預りました宮内府でございます。今まで小村、中村、海野、正木諸先生から、或いは理論的な点について、或いは永年の御経験につき詳しいお話がございまして、今更私ごとき弱點が何程のこと申すこともございせんですが、この法案を是非とも、そうして早く成立させて頂きたいという衷心からの希望で、二纏りせんことを附加えさして頂きたいと思ひます。

戦争中或いはそれ以前、私、刑法に關係しております關係上、日本における人権の蹂躪といふ問題を常に目で見、又私自身も體驗いたしまして、英國或いはアメリカにヘビアス・コーパスなるもののあることを聞き、それに

對して非常に私たち羨望の眼を以て見ていたものであります。敗戦と同時に東京で小林先生がこの問題を研究され、案などを出されたのを拜見いたしました。京都の連中は皆雙手を挙げて喜んでいたのであります。併しこの度上程になりましたこの法案を拜見いたしました。ややその喜びが減少した感があるのをごさいます。このやうなことは申すまでもございせん。このやうなことが、法といふものは現実に立脚して作られて、その國の流れが最もよく流れて行くやうに作られる、それが一番大切なことであります。勿論私たちが先進諸國のヘビアス・コーパスに負わなければならぬところ多大だと思ひますが、併しながらそれをそのまま日本に持つて來まして、果してそれでこの人身保護が英國において生れた、それと同じ要求を充し、そうしてそれと同じ機能を果たすといふことは疑問であります。裁判官の官僚性或いはその他の点については、今までお話があつた通りでございます。観念的には司法權の優越とか法律審査權とか、そのやうなものが與えられ、觀念的には司法權に絶対信頼しなければいけないといふやうなことが要求もせられ、又自負もしておることと思ひます。が、現実には決してそうでない。今正木さんがおつしやいましたやうに、裁判所において裁判をしておる判事の方々は戦争中どういふことをしたか。檢察官の方々は一應追放等片附いたかに見えますが、判事の方については殆んど手が加えられていない。多くのです。ね、今生きていたら日本の民主化にとつてどれほど大きな寄與をなしたかと思われような私たちの先輩を、予

防拘禁などという名目の下に殺したのは、皆彼らであります。私自身日本の現代の裁判機構はあれで十分かと思ひますが、その人に對して徹底的な不信を抱いております。それからその反面に國民自身の自覚といふものが、權利に對する闘争といふものが非常に弱い。それを高めるにはまだいろいろの方法もありましようが、國民の權利を擁護し、民主化を徹底して行く第一線に立つておられます國會におきましては、この点を十分考慮されて、法の近代的な發生は、御存じのやうに國民のための堤防であつたのです。國家權力の恣意的な侵襲に對する防衛の第一線が初めであつたのであります。決して治める者の意思であつたり、統治する者の意思であつたのではない。國民が自分の權利を守るために、而も合法的に守るために、法といふものを作つたものである。そゝういふことをお考えになりまして、十分議を練つて頂きたいと思ひます。

先に申しましたやうに、これを見て私やがつかつた、と申しますのは、この法案は、本來は拘禁者の拘禁の手続或いは理由が正当であるかどうかを取調べるための法案であります。そして取調べる相手は當然拘禁者であります。即ち一番多い例は國家權力なのであります。そゝういふ必要と、そゝういふ機能を持つております人身保護といふ精神が、この法案を拜見いたしました。と、逆に國民自身が取調べられる。判事の方でなく、一應、何と申しますか、拘禁者の理由を正当と認めて、そゝうしてそれに対して反對をするのが國民である。ですから、法律的な言葉で申しますと、立証責任はむしろ國民に



でありますからして、こういったよ

らんとすることを、ただ証憑が分らん

スなるものあることを聞き、それに

と思われような私たちの先輩を、予

申しますと、立証責任はむしろ國民に

あるのだ、そういう感じが受取られ  
ます。それではこの人身保護の本來の  
精神は全く否定されておるのであり  
まして、むしろ拘禁者を取調べる、拘  
禁者の側においてその拘禁が正当であ  
るかどうかを立証しなくちゃいけな  
い。そういう義務をこのヘビース・ユ  
ーパスにあつては課せるものである。

そういう立場に立つて、むしろ國家権  
力それ自体を審査する、審査と申しま  
すと變でございすが、調べるのだ、  
そこまで一歩前進して頂きたいと思  
うのでございすが、そうして初めて國民  
の権利は擁護される。英國或いは米國  
では、種々の事情がありますが、日本  
と問題にならない民主國でありまし  
て、これはもう御存じの通りでござい  
まして、自分自身で國民は権利の侵害  
に対して闘争する氣力と力を持つてお  
る。日本においては國民はそこまで行  
つていないのでありまして、苟くも法  
というものが、そういう力の足りない  
ことを補ひ、一歩前進してやるだけの  
愛情を持つて頂きたいと思ひます。

それから今までの方が申上げたこと  
とダブることになると思ひますが、海  
野先生もおつしやいましたように「法  
律上正当な手続によらないで」という  
一條、最初は、私見見したのでは、最  
初の案では、「正当な理由なく」と、  
こういうような案になつておつたと記  
憶していただてございすが、どうし  
てこゝろに限定しなければなら  
ないか理解に苦しむところではござい  
ます。それから第二條で「特別の事情が  
ある場合には、請求者がみずからする  
ことを妨げない」ということ、これも  
弁護人は弁護士を代理人とすることが  
原則となつておりまして、請求者、関

係人がやるのが例外になつておりま  
すが、これを逆に、特別な理由がなく  
とも、原則として本人或いは被拘禁者  
或いはその關係人がやるべきである  
ようにして頂きたいと思ひます。こゝ  
ろに於いては、又將來今までの同じよ  
うな状態が來ないといふことは誰も保証  
できないのでありまして、事實その危  
機はもうすでに叫ばれてゐる現代で  
あります。この條文ももう一度お考え願  
ひたいと思ひます。どうして直ぐ公開  
の法廷まで持つて來ていけないかとい  
ふこと。それから同じく十八條、十八  
條に、これも申村先生からお話がござ  
いまして、この條文そのまゝであり  
ますと、上告する人は被拘禁者も拘禁  
者も双方でございすることになつてゐると思  
ひます。併し拘禁者が上告する必要は  
全然ないと思ひます。被拘禁者のみに  
これを許して頂きたい。こゝろ考へてお  
ります。それから相手方が「三日内に  
最高裁判所に」とありますが、どうし  
て最高裁判所を特に持つて來なければ  
いけないか、その点も私共理解に苦し  
む点でありまして、他の部或いは高等  
裁判所、そういうように簡単に問題を

結果、決定を以て、何といひますか、  
却下すると、そういうようなことも、  
一應これは法文の体裁として、あつて  
もいいことではあります、通用するこ  
となのであります、日本の現實を考へ  
て、そして而も日本の現實を考へ  
ただけでは、又將來今までの同じよう  
な状態が來ないといふことは誰も保証  
できないのでありまして、事實その危  
機はもうすでに叫ばれてゐる現代で  
あります。この條文ももう一度お考え願  
ひたいと思ひます。どうして直ぐ公開  
の法廷まで持つて來ていけないかとい  
ふこと。それから同じく十八條、十八  
條に、これも申村先生からお話がござ  
いまして、この條文そのまゝであり  
ますと、上告する人は被拘禁者も拘禁  
者も双方でございすることになつてゐると思  
ひます。併し拘禁者が上告する必要は  
全然ないと思ひます。被拘禁者のみに  
これを許して頂きたい。こゝろ考へてお  
ります。それから相手方が「三日内に  
最高裁判所に」とありますが、どうし  
て最高裁判所を特に持つて來なければ  
いけないか、その点も私共理解に苦し  
む点でありまして、他の部或いは高等  
裁判所、そういうように簡単に問題を

取扱つて行く、そういう方針を希望し  
たしたいと思ひます。先程お話がござ  
いしましたが、人権といふことは非常に  
大事なことであり、重いことである。  
この取扱ひは鄭重にしなければいけな  
い、それは誠に御尤もでありまして、  
その通りでございすが、重いのので  
あるからこそ、一日でも二日でも早く  
自由を與えられたい、不正な侵害から  
一日でも早くこれを守つて頂  
きたい。これが私たちの望みでござい  
ます。

そうして最後に、前に申上げた  
ように、この法が実は拘禁者を取調べ  
る法である、そういう建前が立ちます  
と、この拘禁の理由があるかどうかを  
調べるというところは、即ち逆に拘禁者  
がそれで同時に犯罪を構成するかのう  
かといふことを調べる原因になるわけ  
です。そうして理由がなかつたら、理  
由なしに拘禁した拘禁者は、そこで刑  
法の一般法にありまうように、拘禁  
罪、監禁罪とかいつたような職權濫  
用、そういうつたような犯罪が成立する  
原因になりますから、只今海野先生か  
らお話がありましたように、是非とも  
刑法の一般法に俟つことなく、この法  
において直ちに罰則適用規定を設け  
て頂きたい。そういうことを私たち希  
望しておる者であります。

どうか、いろいろ優れた類型が英米  
法にございすが、それを参考としつ  
つ、而も日本の現實、特に國民の自己  
の権利に対する自覺の薄さといふこと  
をお考へになつた上で十分検討して頂  
きたいと思ひます。そうして只今まで  
いろいろこの法案について積極的な意見  
を申上げましたが、併しこの法案がで  
きること自体に対しては私たち決して

反対してないのでありまして、それ  
どころか、最も早くこの法案を法律と  
してやつて頂きたいと思ひます。現実  
に私がこゝろ話しておる間にでも救  
済を求めておる人が沢山おるのであり  
まして、そういうことをお考への上  
に急にこの法が成立することを希望し  
たします。甚だ勝手なことを申上げま  
したがこれだけで終ります。

○委員長(伊藤修善) 公述人のうちの  
川田君はまだ出席になりませんから、  
これを以て公述人の公述は終ります。  
公述人に対する御質疑のある方はお申  
出を願ひます。

○小川友三君 小林先生にお伺い申上  
げますが、イギリスにおいては手輕に  
救済の手を與える方法を取つておられ  
るという、この本案の精神をお話で  
ございまして、その中で手輕に手が差  
伸べられるのは日本の裁判所では簡易  
裁判所が一番多いのでございすが、  
高等裁判所又は地方裁判所にしない  
で、簡易裁判所でもこれを取扱つとい  
う御意見はないでございましてよろか。

○公述人(小林一昭君) 簡易裁判所、  
それは先程ちよつと申上げましたが、  
私反對論でございまして、つまりこれは  
先程申上げた通り、裁判所が司  
法権を以て行政権を監督する、そうい  
う結果を來します。これは過去數年間  
に見たように、時の非常な權力者があ  
つて、今後政黨政治の發達の過程の下  
においては、どういふ事態が生じない  
と限らない。例えば總理大臣が反對黨  
の領袖を拘禁する、その場合にやはり  
こんな命令を出さなくちゃいかんので  
ございまして、そういう場合にはこの最  
下級の裁判所、簡易裁判所は手に負え  
ないだらうと思ひます。而して尙も

一つこの手続を簡単にいたしますと、  
濫訴の弊を生ずることは恐らく予期し  
なくちやいかんと思ひますが、そうい  
うことは、これはやはり上級の裁判所  
で嚴格に取扱つてこの際、そういう弊  
害を除かなくてはいかん、そういうこ  
とを考へております。

それからちよつとこの機会に一言さ  
せて頂きたいのですが、先程最高裁判  
所といふことを申上げましたが、それ  
は私に來るという考へていたのでござ  
いまして、この法案との關係におきま  
しては、私は高等裁判所に制限して頂  
きたい、こゝろ考へております。それか  
ら最後にお述べになつた方での問題  
が提供されたのですが、ちよつと述べ  
させて頂いていいですか。

○委員長(伊藤修善) どうぞ。

○公述人(小林一昭君) 今、問題を提  
供された立証責任の問題であります  
が、これは非常にいい問題なんであり  
ます。併しこれは法文の上では成る程  
現れておりません。併しこれは條文  
の説明によつて明らかにすべきものだ  
と私は考へていたのでございまして。そ  
れは、立証責任は拘禁者にある、そう  
いう御主張であります、その通りで  
あります。これは憲法三十四條後段、  
これをお読みになれば直ぐ分ると思ひ  
ます。正当な理由がなければ拘禁され  
ないと、こゝろ書いてあります。であ  
りまして、拘禁者が拘禁の理由を説明  
しなくちやいかん、これは當然のこと  
であります。でありますから、この審  
問期日における審問は、どういふ裁判  
をするか、これはすべて答弁書が基礎  
になるのであります。ですから、答弁  
書が不完全であるとか、答弁書が言ひ  
逃れのことをしておつて非常に曖昧で

ある、そういう場合には皆釈放しなくちやならん、そういうことであります。これは結局この人身保護法、これは憲法三十四條後段の規定、これを活動に移す、そのための規定だ、このところからこの説明は容易につくだろうと思つております。ですからこの点はこの條文の説明に譲つて、條文の体裁からこの非難は出て来ないだろうと思つております。

○公議人(海野吉吉君) 若しお差支えがなければ、今の点について一言述べさせて頂く機会がありますれば非常に仕合せであります。

○委員長(伊藤修君) どうぞ。

○公議人(海野吉吉君) 疎明の問題につきまして、拘束された者がこの法によつて釈放の請求をした時分に疎明が整わないと却下をするというのが第五條に挙げられておりますが、元來人身保護法は刑事的色彩を持つた法律でありまして、かかる点については訴えを受理した裁判所は、職権によつて審査をするべき事項が深山にあると思つております。民事訴訟におきましては、当事者の申立ての範囲以外に審査をする必要もないし、結果を各当事者に請求以外に帰属せしむる必要はないのでありますけれども、いわゆる口頭弁論主義であり、請求の範囲内において審理を遂げて行くべきものでありますけれども、元來刑事的色彩を帯びた法律におきましては、職権主義を採つて実体的に眞実を発見すべきものでありますから、仮に請求書に疎明が十分でなかつた場合においても、もとより拘束されておる者でありますから、これに對してかかる請求を起す時分に十分なる疎明のできないのが通常であります。

ます。よつて訴えを受理した裁判所は職権を以て理由ありやなしやを十分に審査せねばならない義務を負わされると思えますので、直ちにこれを却下するといふ、この五條の條文はどうかと考へられますので、御審議を頂く時分に一應御考察をお願いしたいと思います。

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑はありますか。

○小川友三君 小林先生にちよつとお尋ねいたしますが、小林先生の先程のお話を拝聴いたしますと、例えば十年とか十年とか拘束される、そういう場合を重点に置かれてお話を伺ひまして、その場合に高等裁判所、いわゆる上級裁判所であつて、國家權力によつて云々というお話でございましたが、例えば今非常に多い暴動事件の被疑者であるとか、演劇のビストル事件ですか、或いは労働組合の事件のために拘束される。拘束されるというのは十年も五年も或いは拘束されると思ひますが、こういう人には、下級裁判所でも始末が付く得るのではないと思ひますが、そういう場合のお考えを一つお尋ねしたいと思ひます。簡単な場合の拘束された軽犯罪……

○公議人(小林一昭君) 簡單の場合もあるかも知れませんが、あつちこつちやそこちや等差を付けて、あつちこつちやすることはいけなないのじやないか。やはりその事案の簡單のものは簡單の方へやる。むずかしいものはむずかしい方へやる。そういう區別を付けるのは實際困難じやないか、こう考えます。

○小川友三君 小林先生は結構であります。海野先生如何でございますしよ

う。今度輕犯罪法というものを審議中でありますけれども、輕い犯罪で拘束されておる人と、重い犯罪で拘束されておる者と二種類に分れて来ます。そういう場合に、輕い犯罪で拘束されておるという場合は下級裁判所でこれを人身保護法を取扱うという方法と二本建てで行くといふことに對して、先生の御所見如何でございますか。

○公議人(海野吉吉君) 急速を要するものであるといふことが、建前から申しますれば、二本建て必ずしも悪くはないと思えます。

○公議人(小林一昭君) もう一遍一言させて頂きます。この救済の問題ですが、その犯罪の有無、それは一切審議しないのです。その犯罪そのものを標準として取扱ふこととする。そういうことはこれは一切しない仕組みです。ですから只今のお話も犯罪の中身です。それは刑事事件の犯罪があるかどうか。それは刑事訴訟、刑罰を科する、その方の刑事訴訟がやることで、これだけとは關係が全然ありません。ですからこの手続においては犯罪の輕重とか、犯罪の有無、そういうことは調べることができない。調べない。調べべきではないと考へております。

○小川友三君 海野先生、小林先生、宮田先生と伺ひ申しますが、昨日濱松のビストル騒動事件の現地調査して今朝歸つて来た者ですけれども、第三國人の或る人が事件に全然關係がないといふことは推定できますけれども、今拘束されております。その現狀を觀察して来まして、これはこの人身保護法が完成して後裁判所として取扱ふ、この取扱ひを生かしてやるということになりますと、これは簡單に出してやらなければならぬものと思ひます。そこで証人側がある人は何もやらなかつた、併し引張られて参りました。併しあれは非常に問題だといふことを言うておられますが、こういう範圍内のことは一日も早く出して自由を與えてやるという建前でやらなくちやいかんと思ひます。何でもかんでも捕まえた者は十年二十年の拘束に匹敵する大事件という場合の取扱ひもあるでしやうが、輕いのは輕いよう取扱ひで大体目安が付くものでありますからして、二本建てで下級裁判所或いは中級裁判所、上級裁判所で取扱ふという建前にしたら、これは如何でございますか。

○公議人(小林一昭君) その場合に犯罪の輕重というお話ですが、その場合その拘禁しておるのが、適法に令狀があつてどういふ形式をとつておるか知れませんが、法律が要求するその形式要件を備えておる令狀があれば仕方がないのです。この人身保護法との關係においては、ですから若し拘禁者の側で答弁にこれはこれの令狀によつて今拘禁しておるのですという答弁が出れば、もう裁判所は手を付けられない。人身保護法との關係においては、その犯罪があるかどうか、その疑ひが濃厚であらうが、濃厚でなからうが、それは人身保護法の關係するところではないのです。そこがちよつとお分りにならないと……

てやらなければならぬものと思ひます。そこで証人側がある人は何もやらなかつた、併し引張られて参りました。併しあれは非常に問題だといふことを言うておられますが、こういう範圍内のことは一日も早く出して自由を與えてやるという建前でやらなくちやいかんと思ひます。何でもかんでも捕まえた者は十年二十年の拘束に匹敵する大事件という場合の取扱ひもあるでしやうが、輕いのは輕いよう取扱ひで大体目安が付くものでありますからして、二本建てで下級裁判所或いは中級裁判所、上級裁判所で取扱ふという建前にしたら、これは如何でございますか。

○公議人(小林一昭君) その場合に犯罪の輕重というお話ですが、その場合その拘禁しておるのが、適法に令狀があつてどういふ形式をとつておるか知れませんが、法律が要求するその形式要件を備えておる令狀があれば仕方がないのです。この人身保護法との關係においては、ですから若し拘禁者の側で答弁にこれはこれの令狀によつて今拘禁しておるのですという答弁が出れば、もう裁判所は手を付けられない。人身保護法との關係においては、その犯罪があるかどうか、その疑ひが濃厚であらうが、濃厚でなからうが、それは人身保護法の關係するところではないのです。そこがちよつとお分りにならないと……

○委員長(伊藤修君) その点はよく分りました。それでは他に御質疑がなければ、これを以てこの法案に対する公聴会を終りたいと思ひます。本日は公聴人の方お忙しい中を御出席願ひまして、いろいろ貴重な御意見をお聴きすることを得まして厚くお礼を申し上げます。これを以て公聴会を終ります。明日は午前十時より一般公聴人の公聴会をいたします。御出席願ひます。ではこれを以て閉会いたします。

午後四時十八分散会  
出席者は左の通り  
委員長 伊藤 修君  
理事 鈴木 安孝君  
岡部 常君  
委員 中村 正雄君  
前之園喜一郎君  
來馬 琢道君  
松井 道夫君  
宮城タマヨ君  
星野 芳樹君  
小川 友三君  
公聴人  
東京大学教授 團藤 重光君  
第一弁護士会会長 島田 武夫君  
東京高等檢察廳檢察官 植松 正君  
憲政會議幹事 高木 巖君  
東京大学教授 平野義太郎君  
自由人權協會理事長 海野 吉吉君  
早稻田大学教授 中村 宗雄君  
立命館大学講師 宮内 裕君  
弁護士 正木 吳君